

宅地造成及び特定盛土等規制法の手引き  
(制度編)

(案)

令和 8 年 4 月(予定)

八戸市

(注)本手引きは案であり、今後変更する場合があります。



## 目 次

目 次.....	1
第 1 章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要.....	3
第 1 節 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨 .....	3
第 2 節 規制区域 .....	3
第 3 節 用語の定義 .....	4
第 4 節 許可及び届出をする工事 .....	6
第 5 節 許可の特例(みなし許可) .....	11
第 6 節 許可及び届出が不要となる土地・工事等 .....	12
第 7 節 許可又は届出の要否判断 .....	23
第 2 章 許可申請及び審査に係る留意事項.....	25
第 1 節 許可権者 .....	25
第 2 節 許可に必要となる条件 .....	25
第 3 節 工事の技術的基準 .....	25
第 4 節 設計者資格 .....	25
第 5 節 許可申請者の資力・信用 .....	26
第 6 節 工事施行者の能力 .....	26
第 7 節 土地所有者等の同意 .....	27
第 3 章 許可申請の手続 .....	28
第 1 節 申請手続の流れ .....	28
第 2 節 事前相談 .....	29
第 3 節 住民への事前周知 .....	29
第 4 節 許可申請書の提出 .....	30
第 5 節 協議の申出 .....	34
第 6 節 申請手数料 .....	35
第 7 節 標準処理期間 .....	35
第 4 章 許可時における留意事項 .....	36
第 1 節 許可証の交付 .....	36
第 2 節 許可情報等の公表 .....	36
第 3 節 関係法令等の確認 .....	37
第 4 節 標識の掲示 .....	37
第 5 節 工事完了時の建築行為 .....	38
第 6 節 監督処分及び罰則 .....	38
第 5 章 許可工事に関する手続等 .....	39
第 1 節 着手届の提出 .....	39
第 2 節 工事の変更手続 .....	39
第 3 節 工事の中止・再開・廃止 .....	39

第 4 節 定期報告.....	40
第 5 節 中間検査.....	41
第 6 節 完了検査等.....	41
第 7 節 検査時の留意事項.....	42
<b>第 6 章 特定盛土等規制区域内の届出工事に関する手続等.....</b>	<b>43</b>
第 1 節 届出書の提出 .....	43
第 2 節 標識の掲示.....	43
第 3 節 着手届の提出.....	43
第 4 節 工事の変更手続.....	44
第 5 節 工事の中止・再開・廃止.....	44
第 6 節 工事の完了届.....	44
<b>第 7 章 その他の届出 .....</b>	<b>45</b>
第 1 節 規制区域指定の際に既に行われている工事の届出 .....	45
第 2 節 擁壁等を除却する工事の届出 .....	46
第 3 節 公共施設用地から宅地又は農地等へ転用の届出 .....	47
第 4 節 工事の変更手続.....	47
第 5 節 工事の中止・再開・廃止.....	47
第 6 節 工事の完了届.....	47
<b>第 8 章 その他の留意事項 .....</b>	<b>48</b>
第 1 節 適合証明 .....	48
第 2 節 土地の保全義務.....	48
第 3 節 罰則.....	48
第 4 節 不法・危険な盛土等の情報提供 .....	50
<b>第 9 章 条例・規則 .....</b>	<b>52</b>
<b>第 10 章 様式集.....</b>	<b>53</b>

本手引(制度編)に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法・盛土規制法:宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)

政令:宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)

省令:宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第3号)

細則:八戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和 年 月 日八戸市規則第 号)

# 第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

## 第1節 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

令和3年7月に、静岡県熱海市で大雨を伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」(昭和36年法律第191号)が抜本的に改正され、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法の施行に伴い、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域を新たな規制区域として指定し、当該規制区域内で行われる盛土や切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象とすることにより、隙間のない規制を行います。

## 第2節 規制区域（法第10条、第26条）

盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下「規制区域」という。)は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に危害を及ぼしうる区域として八戸市長が指定します。

八戸市の規制区域は、市内全域を対象に、令和 年 月 日八戸市告示第 号により指定し、八戸市公式ホームページで公表しています。

URL:

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagisu/kenchikushidoka/kenchiku\\_toshikeikaku/moridokiseihou/moridokiseihou.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagisu/kenchikushidoka/kenchiku_toshikeikaku/moridokiseihou/moridokiseihou.html)

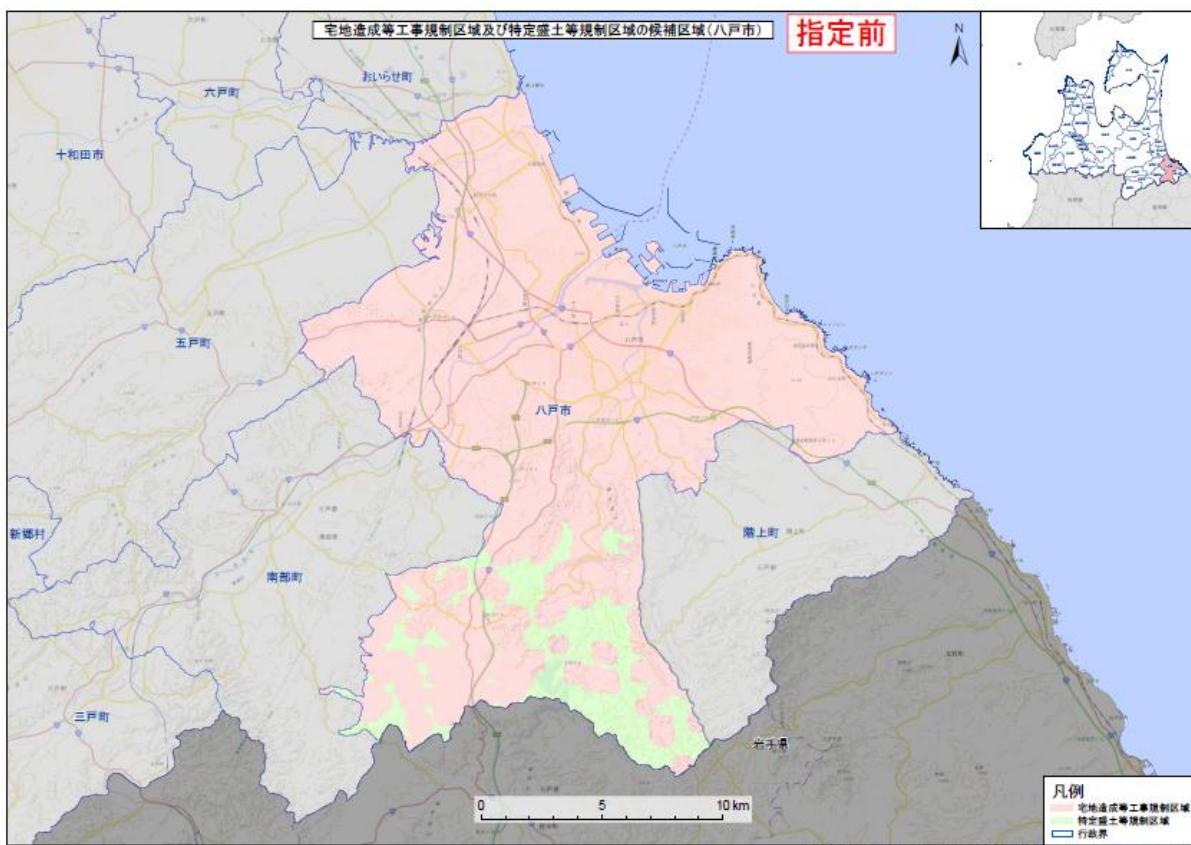


図1.2-1 規制区域(候補区域)＊指定前であり効力を生じていません。

### 第3節 用語の定義

本手引き内の用語の定義は表1.3-1のとおりです。

表1.3-1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
公共施設用地	道路、公園、河川並びに政令第2条及び省令第1号各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条に定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいもので政令第3条に定めるものをいいます。
土石	「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指すものをいいます。
土砂	「土石」のうち「土砂」とは次の①～⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ①地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。) ②地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条に定めるものをいいます。(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等 規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。

用語	定義
崖 (政令第1条第1項、 第2項、第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。</li> <li>崖の勾配は崖面の水平面に対する角度をいいます。</li> <li>崖の範囲は小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に下層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。(図 1.3-1、1.3-2)</li> </ul>
擁壁の高さ (政令第1条第 4 項)	擁壁前面の上端と下端(地盤面と接する部分)との垂直距離を擁壁の高さとします。(図 1.3-3)

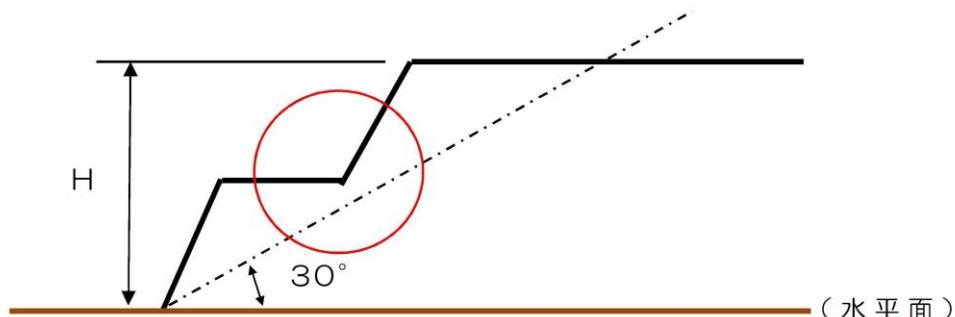


図 1.3-1 一体の崖の例

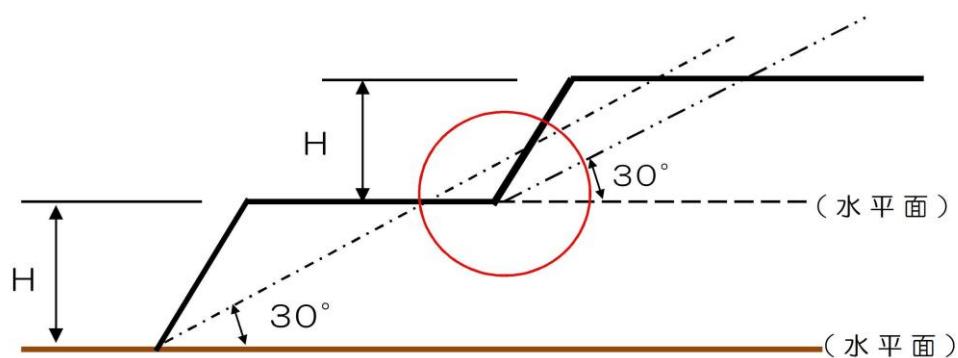


図 1.3-2 2 つの崖の例

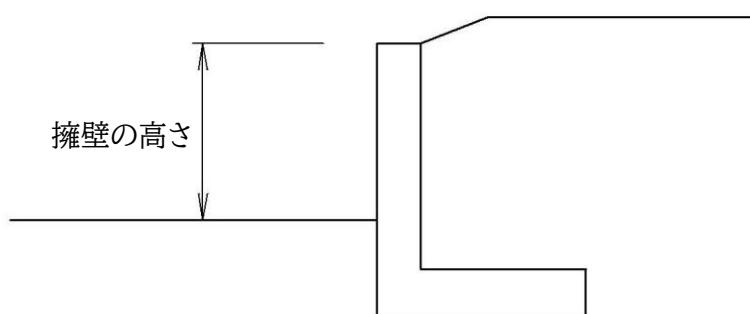


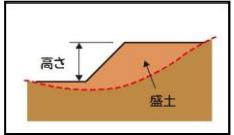
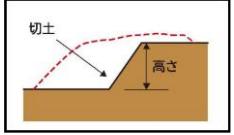
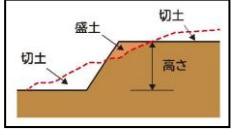
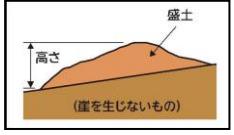
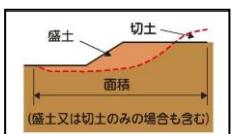
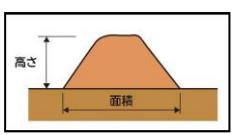
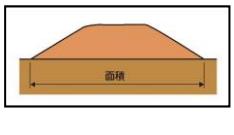
図 1.3-3 擁壁の高さ

## 第4節 許可及び届出を要する工事

規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、表 1.4-1 の規模の工事を行う場合には、市長の許可が必要となります。(法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)

また、特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で、表 1.4-1 の規模の工事を行う場合には、当該工事に着手する 30 日前までに、市長への届け出が必要となります。(法第 27 条第 1 項)

表1.4-1 許可又は届出が必要となる工事の規模

区域	手續	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	許可	形質の変更	①盛土で高さが 1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが 2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが 2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m <sup>2</sup> 超となるもの(①～④を除く)	①  ②  ③  ④ 
		堆土石積の	⑥堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m <sup>2</sup> 超となるもの ⑦堆積する面積が 500 m <sup>2</sup> 超となるもの	⑤ 
		形質の変更	①盛土で高さが 2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが 5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが 5m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 超となるもの(①～④を除く)	⑥ 
		堆土石積の	⑥堆積の高さ 5m超かつ面積 1,500 m <sup>2</sup> 超となるもの ⑦堆積する面積が 3,000 m <sup>2</sup> 超となるもの	⑦ 
	届出	形質の変更	①盛土で高さが 1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時にを行い、高さが 2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが 2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 m <sup>2</sup> 超となるもの(①～④を除く)	
		堆土石積の	⑥堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m <sup>2</sup> 超となるもの ⑦堆積する面積が 500 m <sup>2</sup> 超となるもの	

## 敷地内道路や駐車場等のアスファルト、コンクリート舗装の造成について

舗装構成として必要な範囲(舗装+路盤+路床)は構造物として取り扱います。そのため舗装の築造に必要な範囲で行われる掘削・埋め戻しについては土地の形質の変更に該当しません。(図1.4-1)

また、舗装箇所における盛土・切土の厚さの考え方は表1.4-2並びに図1.4-2のとおりです。

原地盤

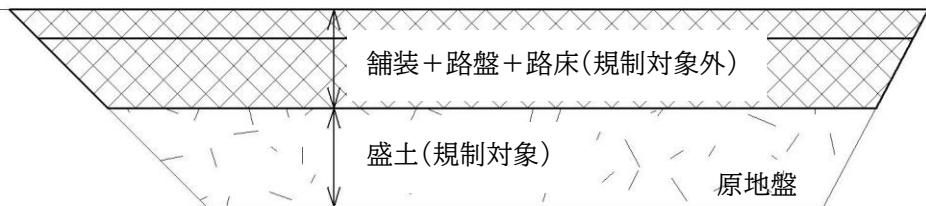


図1.4-1 舗装構成の扱いについて

表1.4-2 舗装箇所における盛土・切土の厚さ

項目	高さの取り方
盛土高さ	計画高から舗装構成(舗装・路盤・路床)を除いた高さ
切土高さ	原地盤高から計画高までの切下げ高さ

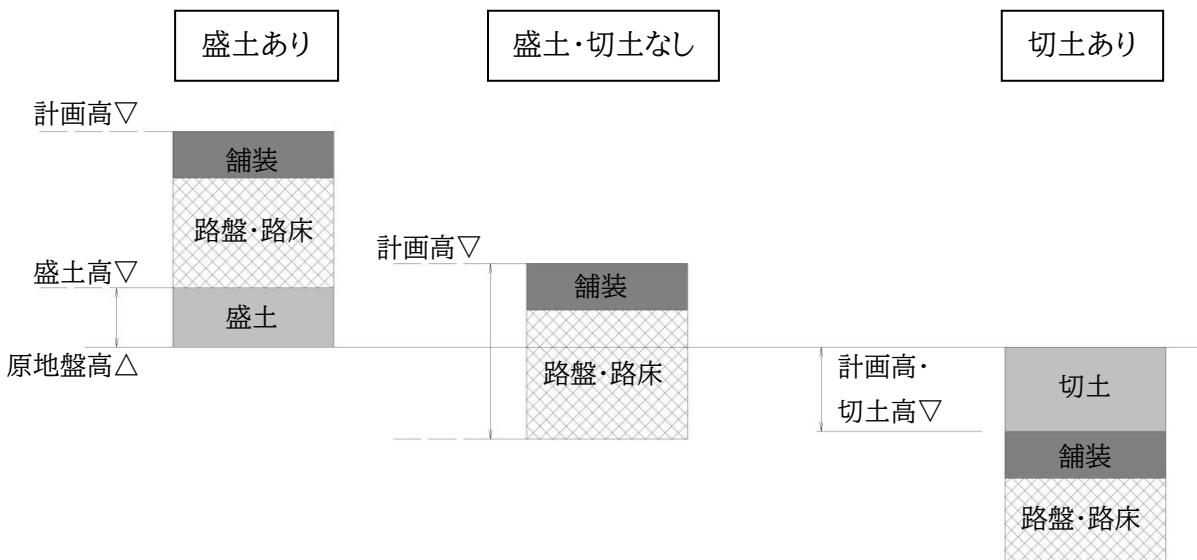


図1.4-2 舗装箇所における盛土・切土の厚さ

## 工事の着手とは

着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

## 工事の一体性

同一又は隣接の土地に、許可及び届出を要する規模未満の盛土等が繰り返し行われ、累積によって許可及び届出を要する規模に該当するときは、一体の行為とみなして許可等が必要になる場合があります。

工事の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断しますので、窓口まで御相談ください。

事業者の同一性	事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合の他、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合などを指します。
物理的一体性	以下の場合を指します。 ①複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合 ②複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合 ③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合
機能的一体性	事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。
時期的近接性	盛土等が行われた時期が近い場合を指します。

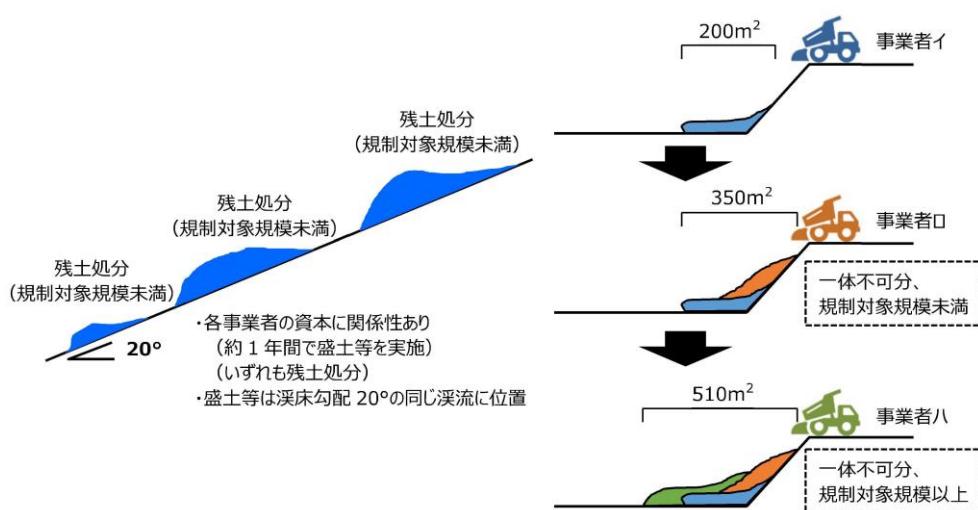


図 1.4-3 一体の盛土等と認められる場合の例

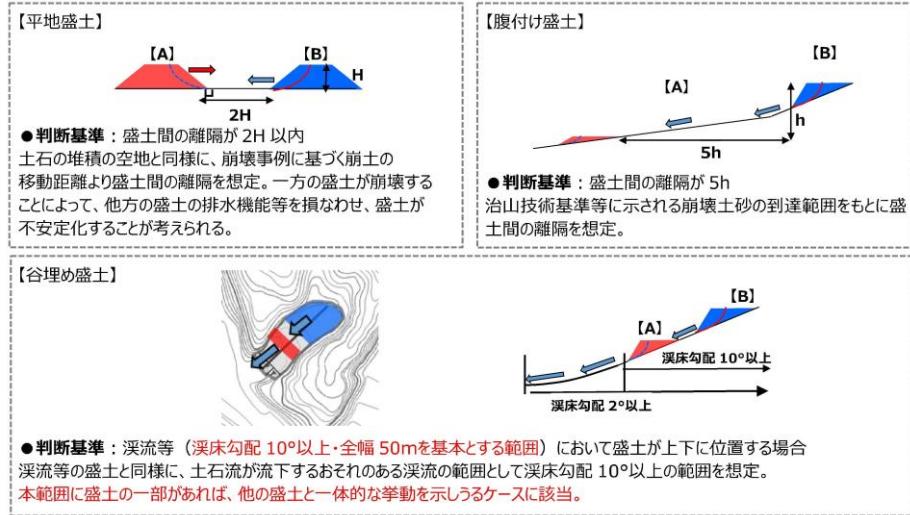


図 1.4-4 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

#### 盛土規制法の許可を取得した土地の用途変更

駐車場や資材置場など、建築物のない用途で盛土規制法の許可を取得し工事完了した土地に、完了から 3 年以内に建築物を建てる場合は、当初の造成と建築物の建築を一体の開発として扱うため、開発許可が必要となります。

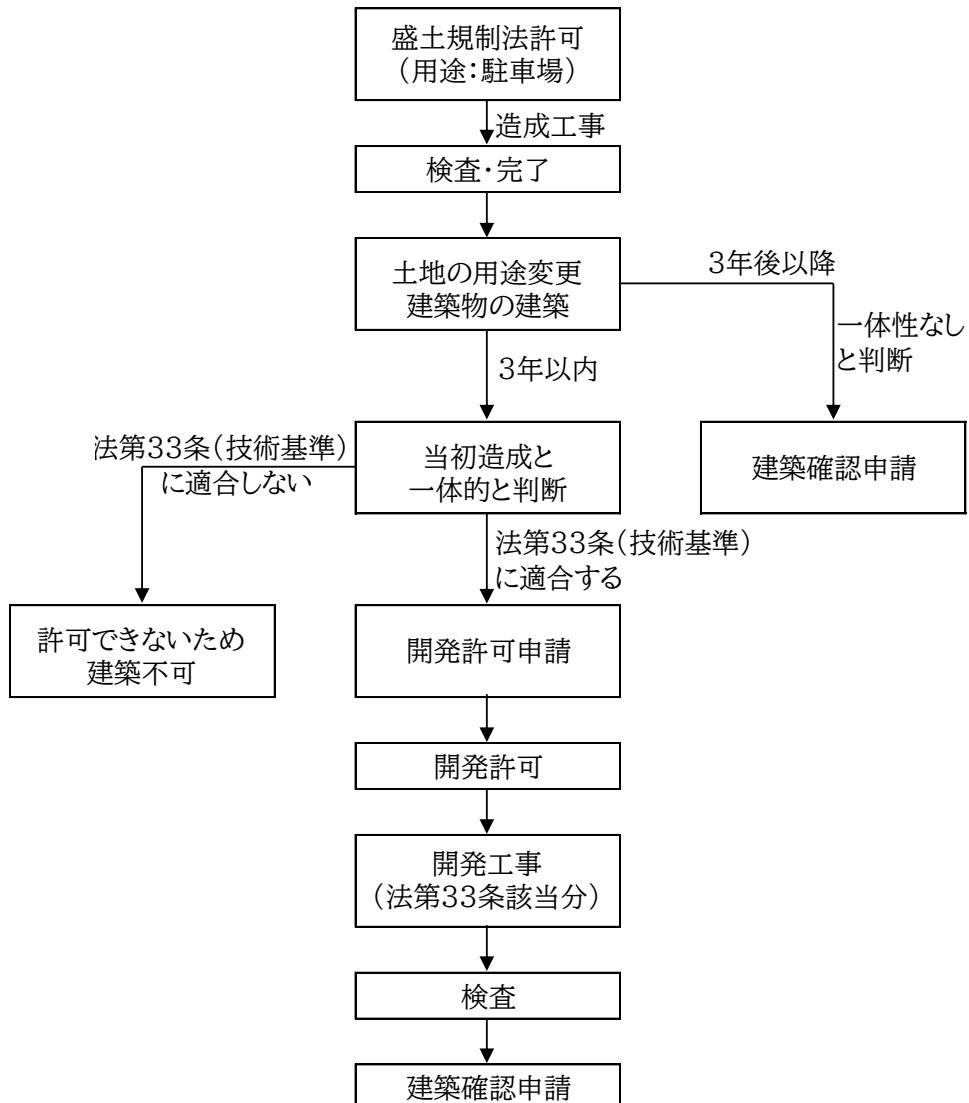


図 1.4-5 盛土規制法許可取得後の土地の用途変更についてのフロー図

### 工事が両方の規制区域にまたがる場合の取扱い

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の両方にまたがって宅地造成等に関する工事が行われる場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 12 条の許可に該当。
- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 30 条の許可に該当。
- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体について法 27 条の届出に該当。

表 1.4-3 規制区域をまたがる場合の取扱い

		工事全体の規模		
		特定盛土等規制区域の許可を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の届出を要する規模に該当する	特定盛土等規制区域の許可・届出を要する規模に該当しない
宅地造成等工事規制区域内の部分における工事の規模	宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模に該当する	工事全体について、法第12条第1項の規定による許可が必要		
	宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模に該当しない	工事全体について法第30条第1項の規定による許可が必要	工事全体について法第27条第1項の届出が必要	許可・届出は不要

その他、規制区域内で次の要件に該当する場合は、それぞれ規定される期限までに、市長への届出が必要となります。(法第 21 条、第 40 条、政令第 26 条、第 34 条)

- (1) 規制区域指定の際に、一定規模以上の宅地造成等に関する工事に着手している場合
- (2) 既存の擁壁等を除却する工事を行う場合
- (3) 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合

表 1.4-4 その他届出を要する工事等

対象となる工事等	要 件	届出の期限
規制区域指定の際に既に行われている宅地造成等に関する工事	表 1.4-1 に該当する規模 (ただし表 1.6-1 に該当するものを除く)	規制区域指定日から 21 日以内
擁壁等を除却する工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地すべり抑制杭等の全部又は一部を除却する場合	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき	転用した日から 14 日以内

※詳しい内容については第 7 章 その他届出 をご覧ください

## 第5節 許可の特例(みなし許可) (法第15条、第34条)

### 1. 開発許可

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けた工事については盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。

なお、みなし許可においても、法に基づく手続き等は規模等により適用されることになります。

### 2. 協議

国、都道府県、指定都市、中核市が行う宅地造成等に関する工事については、市長との協議が成立することをもって、法の許可があったものとみなします。

表1.5-1 みなし許可の場合に適用される盛土規制法上の主な手続等

内容	開発許可	協議
工事の技術的基準等	○	○
標識の掲示	○	○
変更の許可等	都市計画法による	○
中間検査(一定規模以上が対象)	○	○
定期の報告(一定規模以上が対象)	○	○
完了検査等	都市計画法による	○
監督処分	○	○

## 第6節 許可及び届出が不要となる土地・工事等

表1.6-1に該当する場合、法に基づく許可及び届出は不要となります。

ただし、許可及び届出を要しない工事であっても、法の規制対象の場合には、土地所有者等に対して土地の保全義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表1.6-1 許可及び届出が不要となる土地・工事等

区分	内容
公共施設用地 (注1)  (法第2条第1項 第1号、政令第2 条、省令第1条各 項)  規制対象外	公共の用に供する施設の用に供されている土地については規制対象外となります。 ・道路、公園(注2)、河川 ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雜用水施設、水産飲雜用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するお それがないと認め られる工事  (法第12条第1項 ただし書、法第27 条第1項ただし書、 法第30条第1項た だし書、政令第5条第 1項各号、政令第27 条、政令第29条第 1項、省令第8条第 1項各号)  規制対象	盛土等に関する工事のうち、当該工事に伴う災害の発生のおそれがないものとして政令・省令で定められたものは許可等が不要です。 ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等) ・碎石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) ・砂利採取法に基づく砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等) ・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業(注3) ・火薬類取締法に基づく製造施設の設置に係る工事等 ・家畜伝染病予防法に基づく死体の埋却に係る工事等 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事等(注4) ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理に係る工事等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壤の保管若しくは処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事(注5) ・国、地方公共団体、次の法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

	<p>○地方住宅供給公社○土地開発公社○日本下水道事業団○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構○独立行政法人水資源機構</p> <p>○独立行政法人都市再生機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高さ 2m以下の盛土又は切土(政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土)であって、盛土又は切土をする厚さが 30 cmを超えないものをいう工事(注6)</u></li> <li>・<u>高さ 2m超の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m<sup>2</sup>を超えないもの</u></li> <li>・<u>面積 500 m<sup>2</sup>超の土石の堆積であって、土砂の堆積をする厚さが 30 cmを超えないもの</u></li> <li>・<u>工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの(注7)</u></li> </ul>
その他の規制対象外となる行為  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">規制対象外</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの、農業用暗渠排水の新設及び改修)(注8)</u></li> <li>・<u>グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し</u></li> <li>・<u>四方の土地より低い農地をけい畔や道路等の四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合(注 9)</u></li> <li>・<u>平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合(注 9)</u></li> <li>・建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻し</li> <li>・地中埋設物(建築物の基礎等)の撤去のための床堀及び埋戻し</li> <li>・自然災害により被災した土地を被災前の地形に原状回復する行為</li> <li>・規制対象とならない土石の堆積(注 10)</li> </ul>

注1 公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。

公共施設用地で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う場合は、当該盛土等は規制の対象となります。

注2 公園については都公園法(昭和 31 年法律第 79 号)による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

注3 「土地改良事業に準ずる事業」の場合には、土地改良事業計画設計基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

注4 廃棄物を保管するための施設等の事業の用に供する施設内での工事等は許可不要となります。ただし、廃棄物処理の一連の工程に含まれない場合及び分別処理後の土石は許可の対象になります。(図 1.6-1)

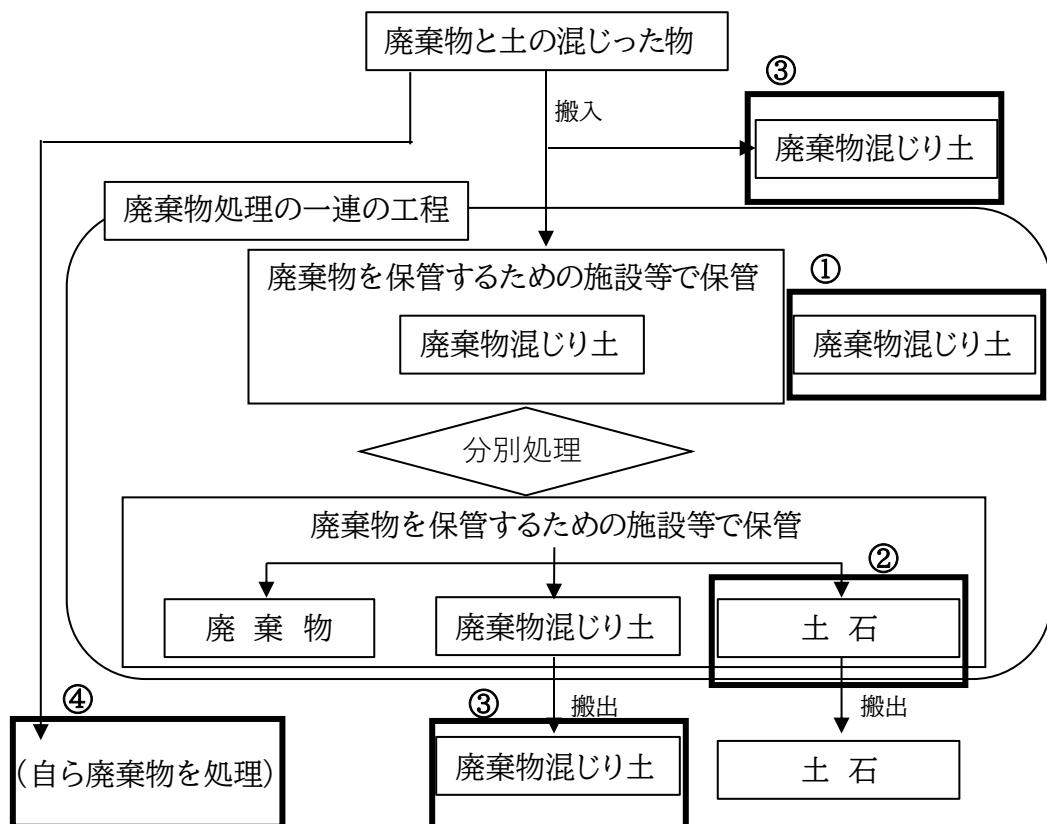


図 1.6-1 廃棄物の処理に係わる盛土規制法の許可不要工事の範囲

※図中の①～④については許可を取る必要があります。

- ①廃棄物と土石の混じった物をふるい機等で分別処理するためであっても、中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、事業の用に供する施設以外の場所において保管する場合
- ②廃棄物と土砂の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる、廃棄物と分けられた土石の堆積を行う場合
- ③中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、事業の用に供する施設において行われる廃棄物と土石の混じったものの保管であっても、廃棄物の処理の一連工程に含まれないと判断される場合
- ④自ら廃棄物を処理する場合には、廃棄物処理法に基づく許可が不要とされ、安全性を担保する審査等を経ていないことから、許可不要工事とはなりません

注5 「森林の施業を実施するために必要な作業路網」とは、市町村森林整備計画の作業路網等の施設整備に関する事項に記載された森林作業道作設指針等に即して一定の安全基準を満たすように作設される森林作業道、集材路等が該当します。

注6 凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土等をする前後の地盤面の標高差は図に示すとおりです。

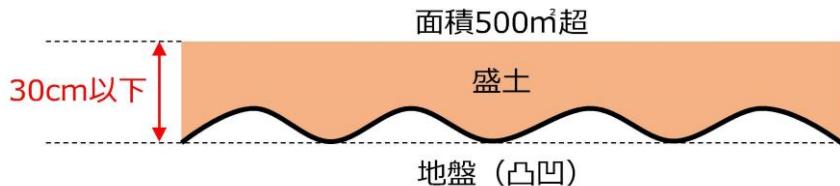


図 1.6-2

崖等の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差です。また、盛土等をする前後の地盤面の標高の差とは、同一位置における盛土等の前後の標高差(鉛直方向の厚さ)です。

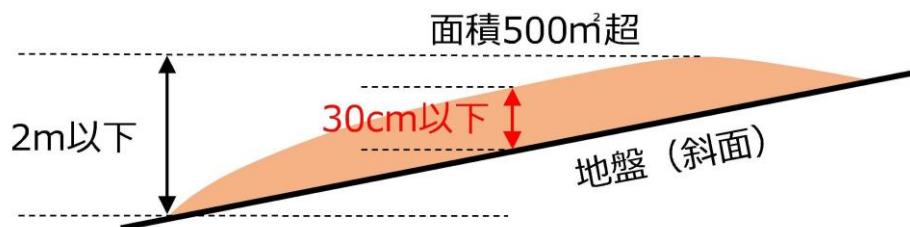


図 1.6-3

盛土等全体で「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30cm を超える部分と超えない部分がある場合は、30cmを超える部分の面積が規制対象規模を超える場合に、30cmを超えない部分を含めた全体を許可等の対象とします。

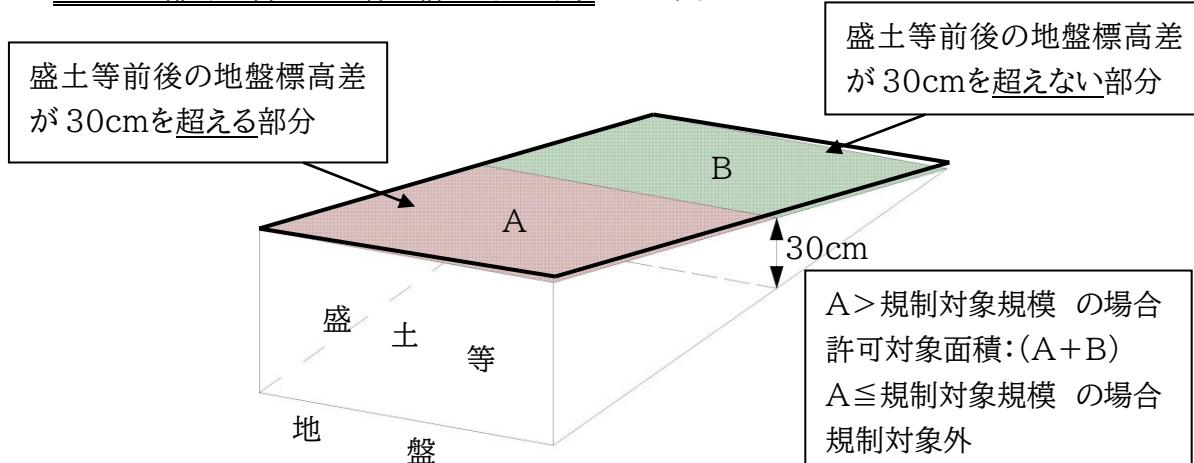


図 1.6-4 標高差 30 cm以下となる盛土等の許可範囲の考え方

注7 「工事の施行に付隨して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います。(図1.6-5)



図1.6-5 工事の施行に付隨して行われる土石の堆積の例1

「その付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。(図1.6-6 図1.6-7)

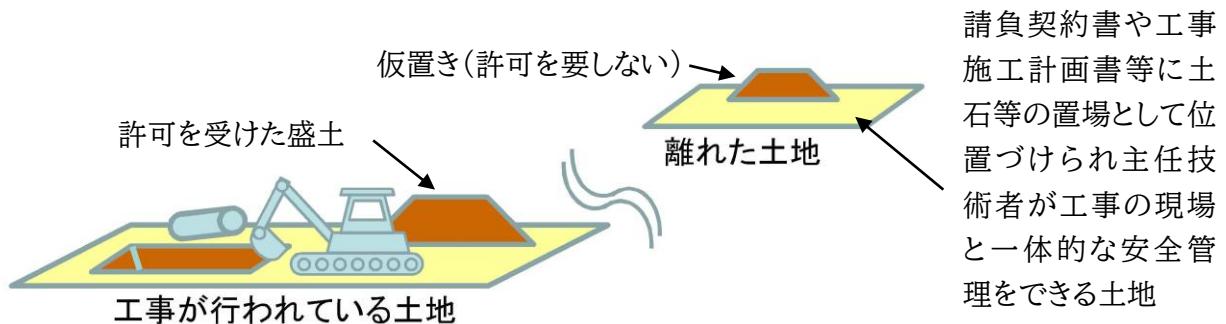


図1.6-6 工事の施行に付隨して行われる土石の堆積の例2

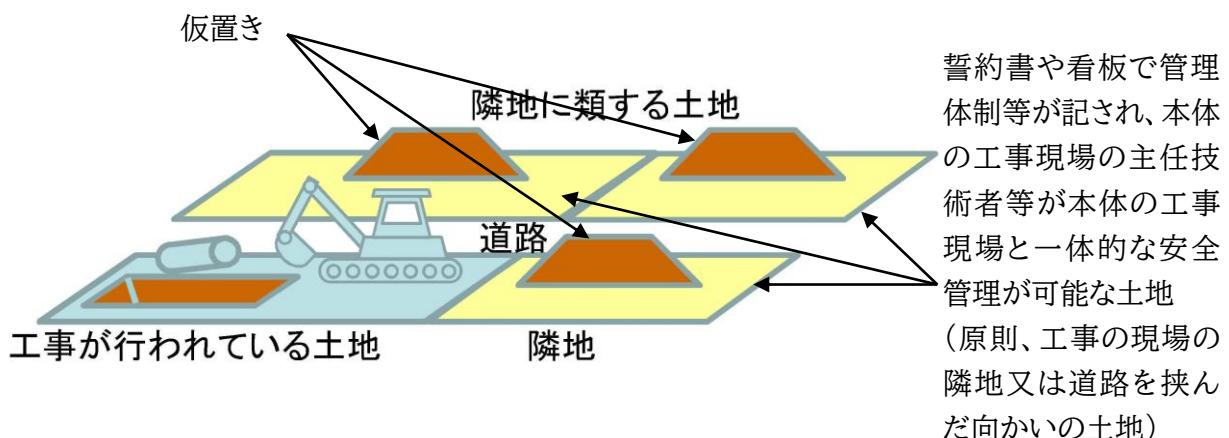


図1.6-7 工事の施行に付隨して行われる土石の堆積の例3

工事の施行に付随して行われる土石の堆積については、本体工事の期間中については許可不要です。

土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要となります。(図 1.6-8)

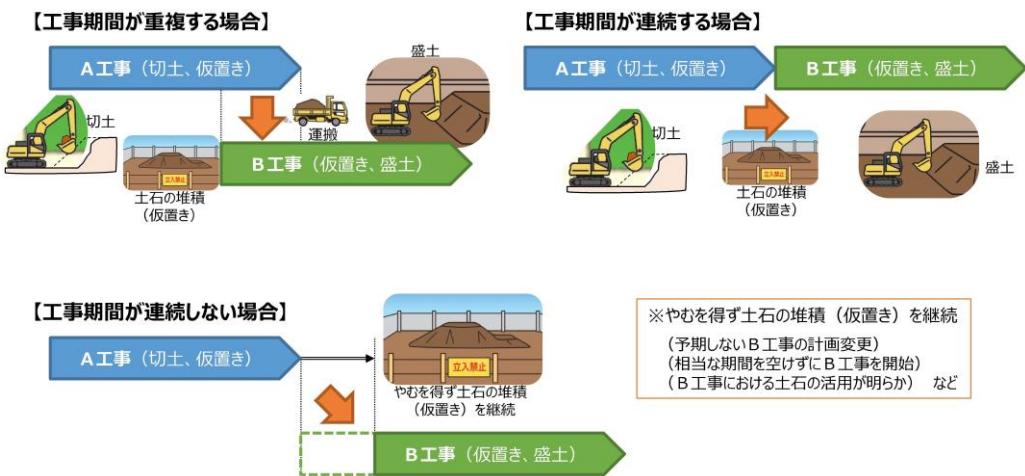


図 1.6-8 工事に付随する土石の堆積における複数工事間の流用に係わる考え方

工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注8 通常の営農行為の範囲については、以下のイメージ及びフロー図(図 1.6-9～1.6-13)を参考にしてください。

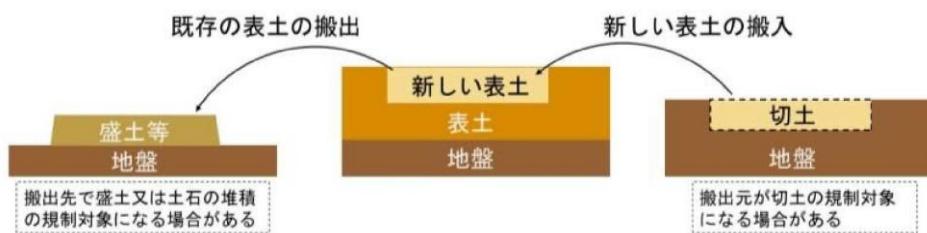


図 1.6-9 ①表土入れ替えのイメージ(規制対象外)

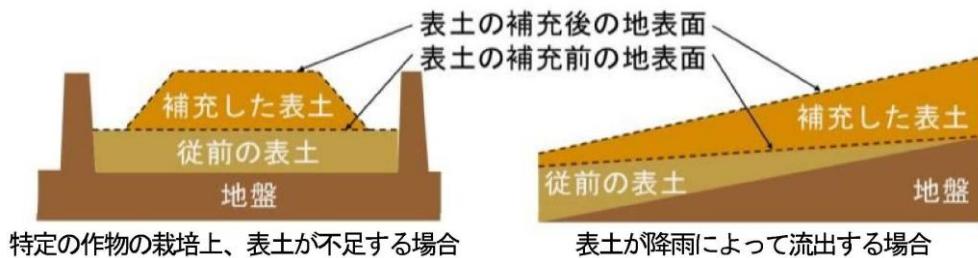


図 1.6-10 ②表土の補充のイメージ(規模によって規制対象)

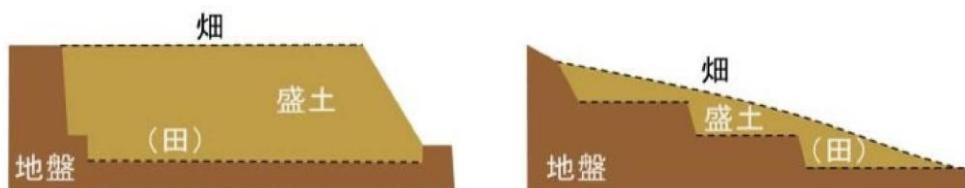


図 1.6-11 ③田畠転換のイメージ(規模によって規制対象)

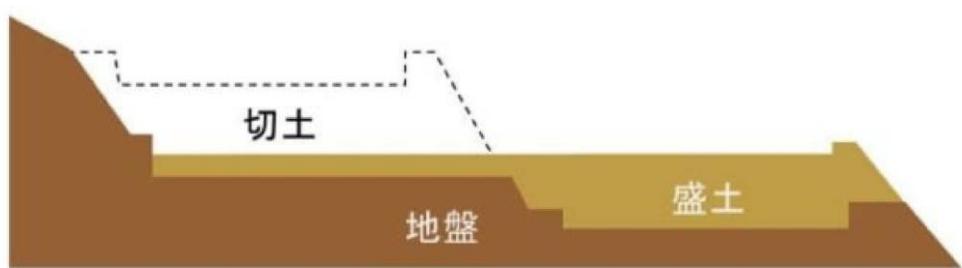


図 1.6-12 ④ほ場の大区画化・均平のイメージ(規模によって規制対象)

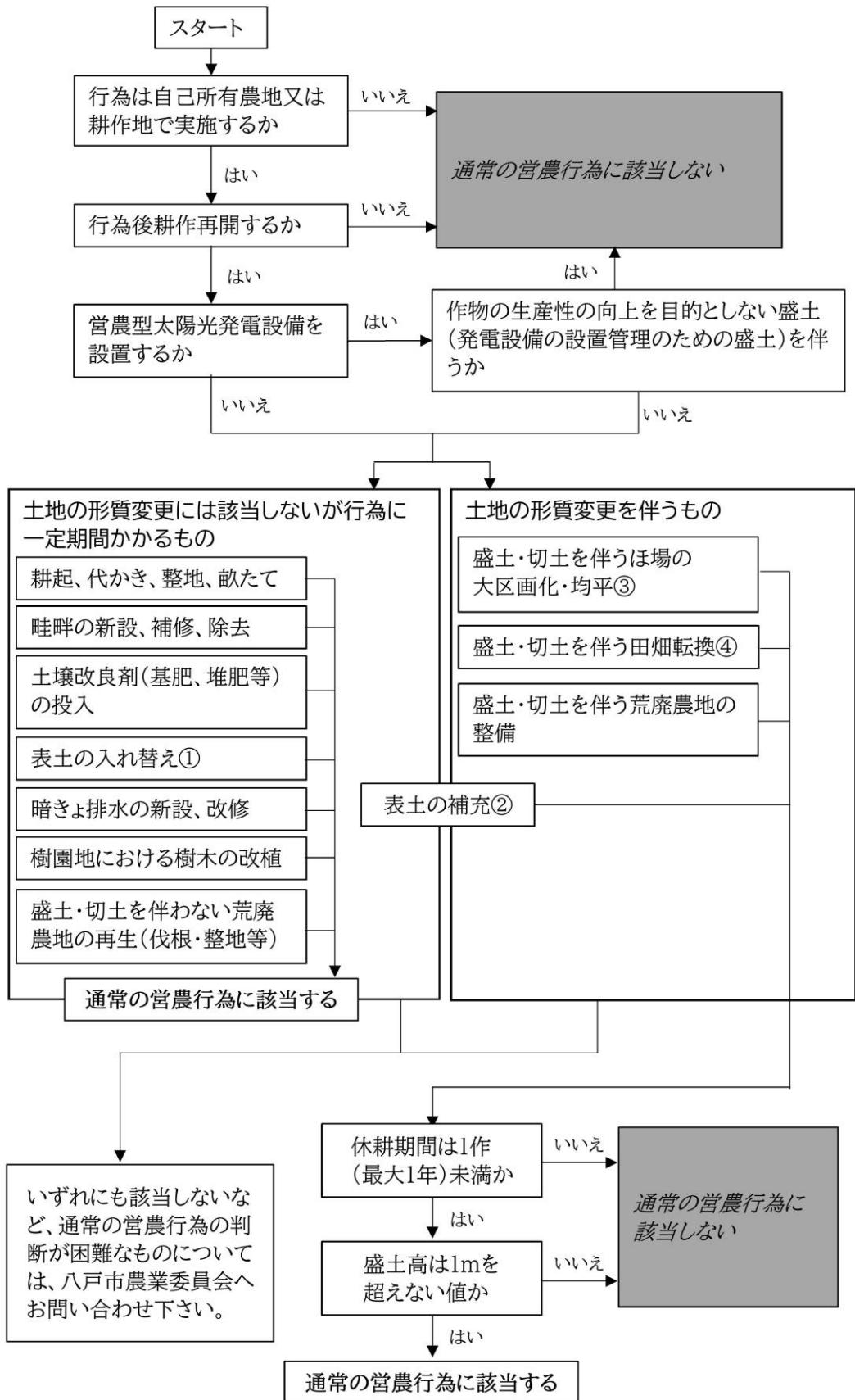


図 1.6-13 「通常の営農行為」の該当性判断フロー図

なお、通常の営農行為の範疇であっても、農地改良行為については農地改良届が必要な場合がありますので、八戸市農業委員会へご相談ください。

注 9 四方の土地より低い農地をけい畔や道路等の四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合は規制対象外となります。

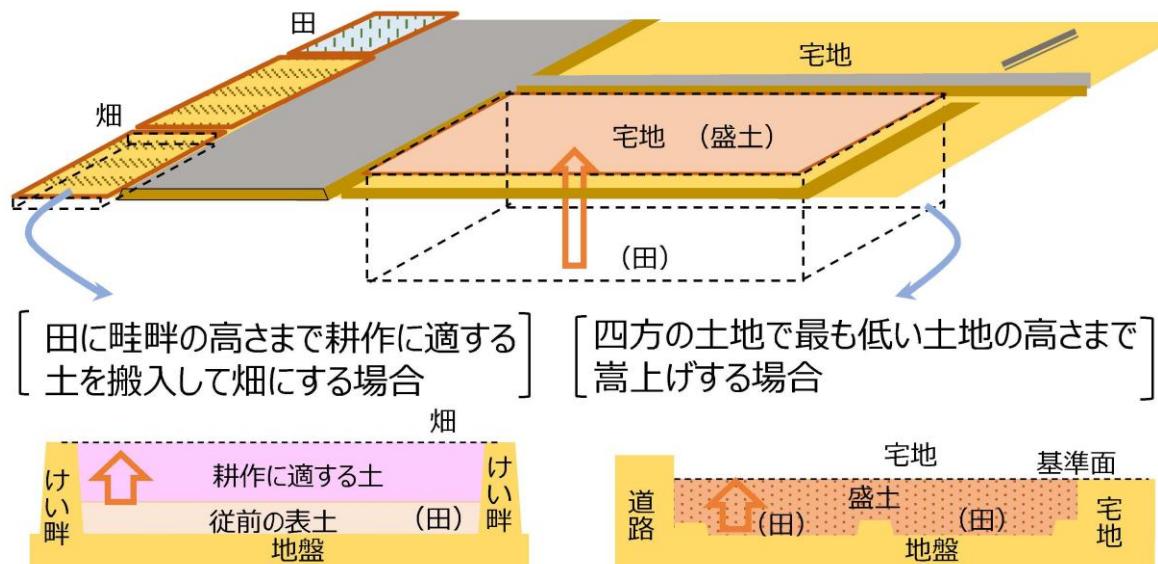


図 1.6-14 四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合

また、窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合も規制対象外となります。

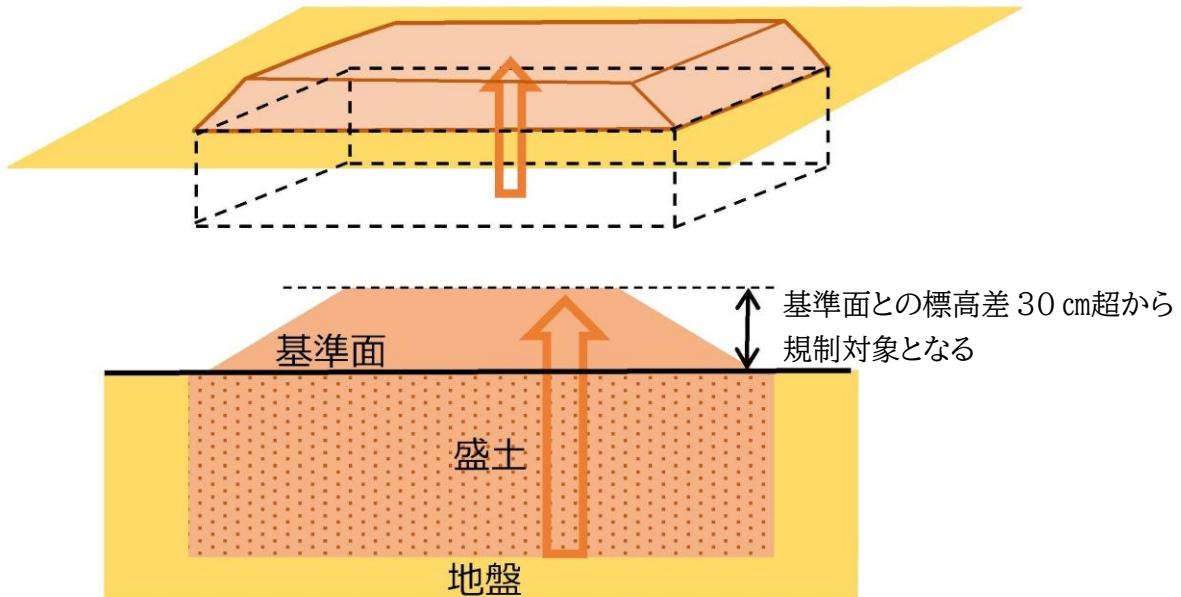


図 1.6-15 窪地を平坦な面まで嵩上げした後の盛土の扱い

注 10 次に掲げる土石の堆積については、法の規制対象外として扱います。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積(図 1.6-16)

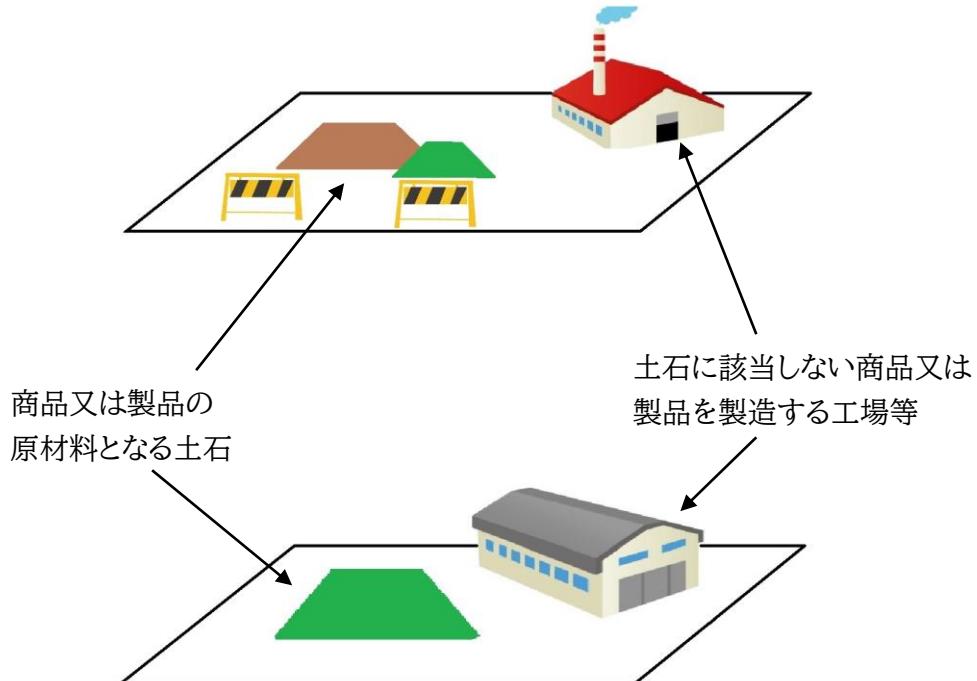


図 1.6-16 規制対象とならない土石の堆積

#### ○アスファルト、生コンの製造プラント・工場

主たる商品又は製品が土石に該当しない工場等の敷地内(事業場内)において、アスファルトや生コン(商品又は製品)の原材料として土石を堆積する場合

→許可・届出不要

#### ○土質改良プラント・工場

主たる商品又は製品が土石に該当する工場等の敷地内(事業場内)において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれかの場合

→許可・届出必要

#### ○リサイクルセンター等(中間施設、ストックヤードなど)

敷地外の別の事業者(製造業者等)へ製品の原材料として提供するため、コンクリート破碎片等を処理したのち、有価物(碎石や改良土=土石)として一時的に敷地内(事業場内)に堆積、かつ、主たる土石に該当する

→許可・届出必要

コンクリート破片等を廃棄物のまま堆積する、または、処理(分別)した土石を同一敷地内の施設でコンクリート製品等(二次製品)の製造のために原材料として、一時的に敷地内(事業場)に堆積する、または粒径 75 mm 以上の状態で堆積する場合

→許可・届出不要

そのほか、次の各工事についても許可を要しない工事として取り扱います。

### 既存擁壁の造り替え

以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。なお、擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。

- (ア) 既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式であること。なお、既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式であり、その上に異なる構造(コンクリートブロック等)で嵩上げしている場合(以下「嵩上げ擁壁」という)も、既存の擁壁の造り替えとして取り扱います。
- (イ) 拥壁の高さが変わらないこと。既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに築造する擁壁の高さが令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁の高さであること。
- (ウ) 拥壁前面の勾配が変わらないこと。既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、新たに築造する擁壁前面の勾配が令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合する部分の擁壁前面の勾配であること。
- (エ) 拥壁前面と地盤面が交わるところの水平位置が変わらないこと。
- (オ) 拥壁前面の地盤高が変わらないこと。
- (カ) 崖の高さが変わらないこと。
- (キ) 新たに築造する擁壁の上端に崖が生じないこと。
- (ク) 最小限の床掘及び埋戻しの範囲外で同時に施工する盛土及び切土が、許可を要する宅地造成又は特定盛土等に該当しないこと。

### 既存崖の防災対策

以下の要件をすべて満たす場合は、許可を要しない工事として取り扱います。なお、擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。

- (ア) 既存の崖が擁壁で覆われていない又は、崖を覆う既存の擁壁が政令第8条第1項第二号又は第17条に定める形式に適合していないこと。ただし、既存の擁壁が嵩上げ擁壁である場合は、既存擁壁の造り替えとして許可の要否を判断する。
- (イ) 新たに築造する擁壁の前面及び背面の水平位置が既存の崖の範囲内に収まっていること。
- (ウ) 既存崖の下端の地盤高と新たに築造する擁壁前面の地盤高が変わらないこと。
- (エ) 崖の高さが変わらないこと。
- (オ) 最小限の床掘及び埋戻しの範囲外で同時に施工する盛土及び切土が、許可を要する宅地造成又は特定盛土等に該当しないこと。

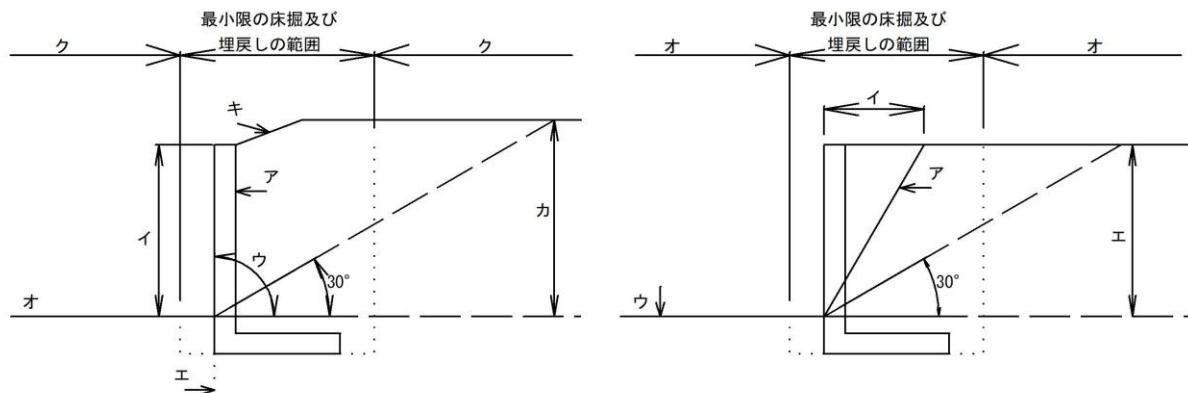


図 1.6-17 既存擁壁の造り替え

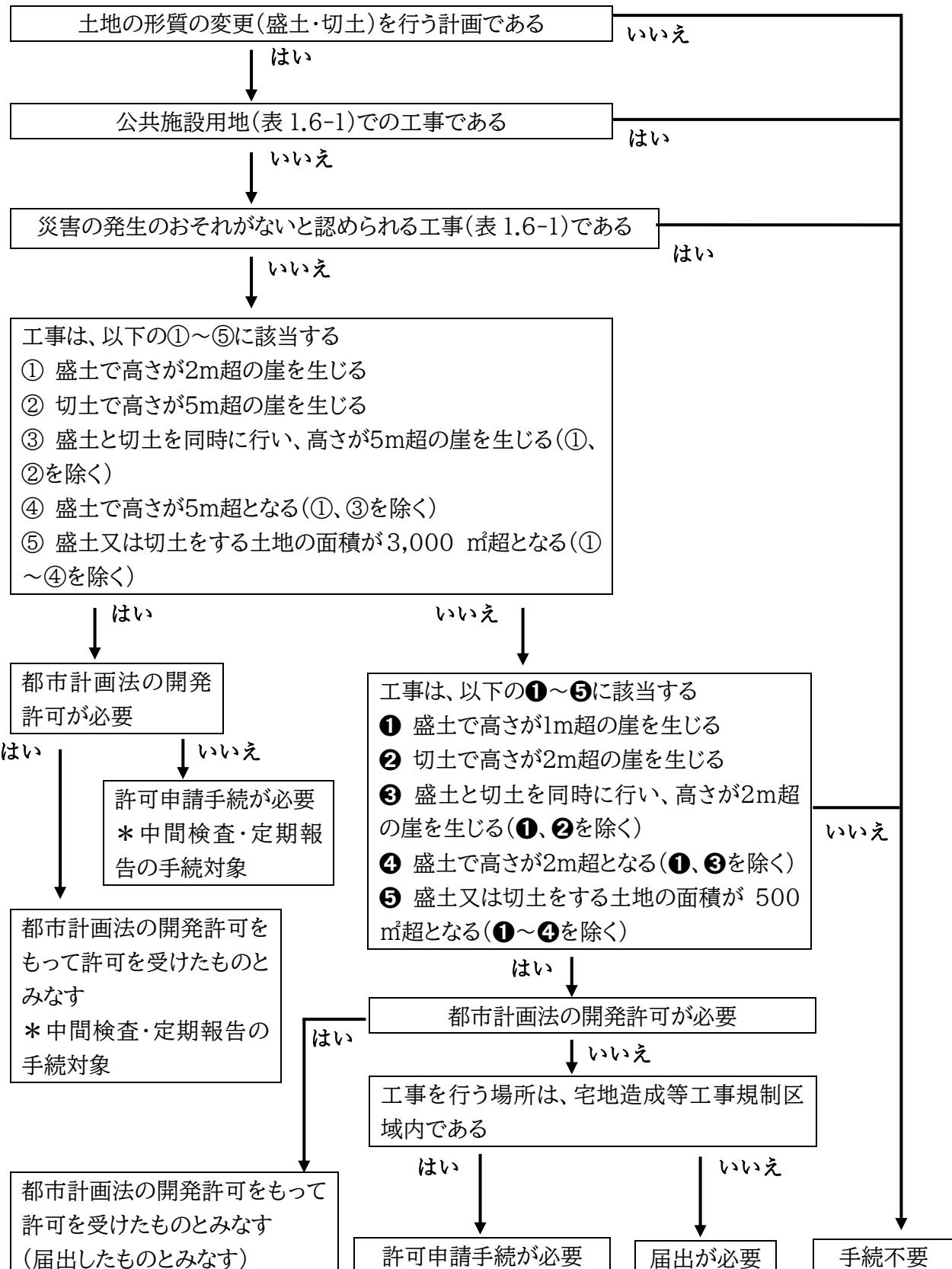
図 1.6-18 既存崖の防災対策

## 第7節 許可又は届出の要否判断

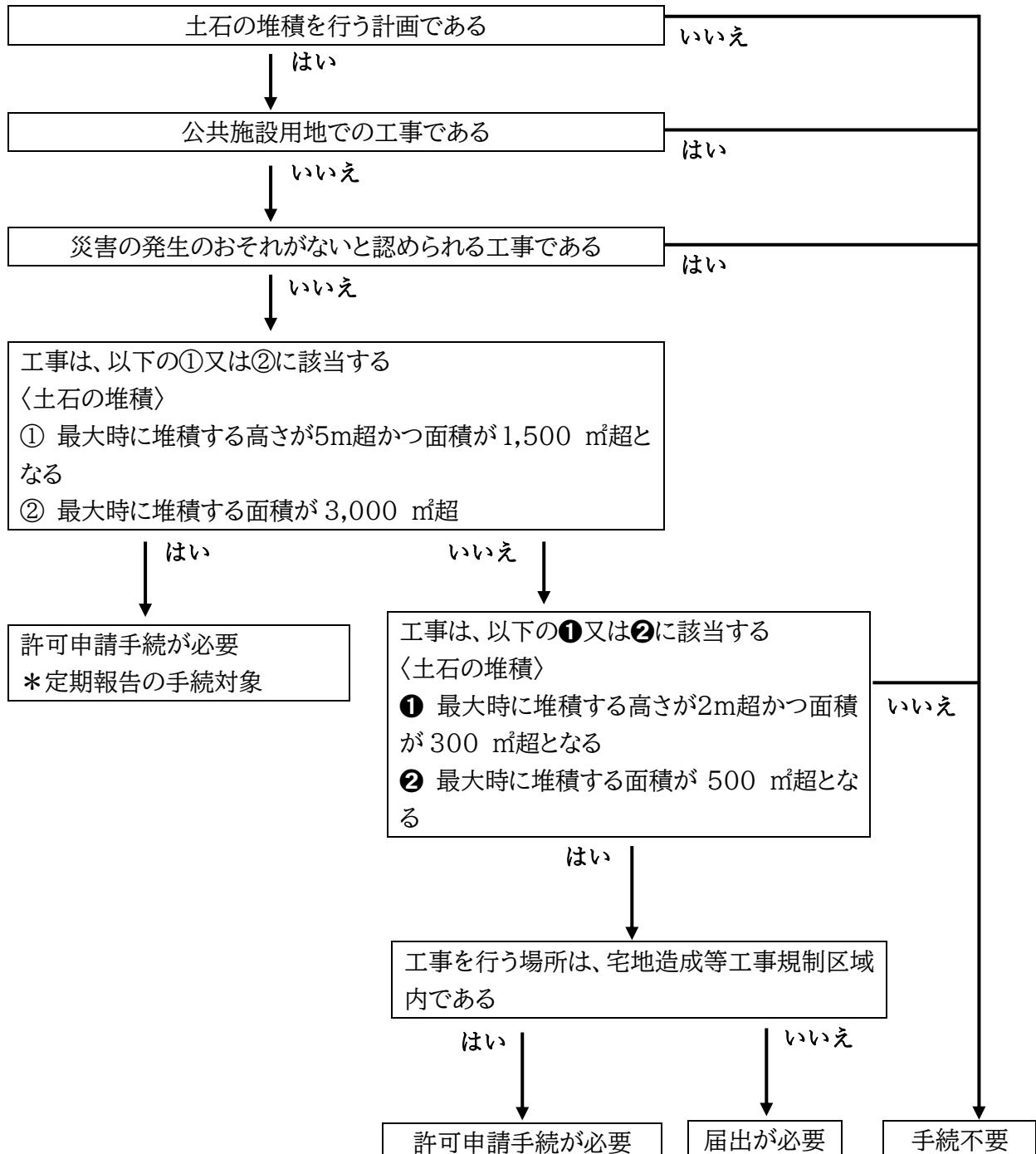
許可又は届出の要否判断については、下図を参照してください。

また、窓口でも隨時相談を受け付けています。

### 土地の形質変更(盛土・切土)



## 土石の堆積



## 第2章 許可申請及び審査に係る留意事項

### 第1節 許可権者 (法第12条、第30条)

八戸市長が許可権者となります。

### 第2節 許可に必要となる条件 (法第12条第2項、第30条第2項)

宅地造成等に関する工事の許可を受けるためには、次の4つの条件全てに適合していることが必要です。

- (1) 宅地造成等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられていること。
- (2) 工事主に工事を行うための必要な資力及び信用があること。
- (3) 工事施行者に工事を完成するための必要な能力があること。
- (4) 土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借権、永小作権、地役権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得ていること。

### 第3節 工事の技術的基準 (法第13条第1項、第31条第1項、政令第7条～第20条)

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」をもとに、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法の手引き【技術編】」をご覧ください。

### 第4節 設計者資格 (法第13条第2項、政令第21条、第22条、省令第35条)

宅地造成等に関する工事の規模によっては、設計者が必要な資格等を有していることを確認します。提出書類については、第3章第4節を確認してください。

#### (1) 対象工事

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m<sup>2</sup>を超える土地における排水施設の設置

#### (2) 設計者資格

上記(1)の工事については、次のイからホのいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

イ 学校教育法による大学(短期大学を除く)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者。

ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修行年限3年の課程(夜間に置いて授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者。

ハ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者。

ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者。

ホ 國土交通大臣又は農林水産大臣がアからエのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者。

(ア)学校教育法による大学(短期大学を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。

(イ)技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)の施行の際限に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)の施行の際限に技術士法による第2次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)とするものに合格した者を含む。)

(ウ)建築士法による一級建築士の資格を有する者

(エ)土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者。

(オ)國土交通大臣又は農林水産大臣が、省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

## 第5節 許可申請者の資力・信用（法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号）

許可申請者である工事主には、工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。資金計画書等により資力の有無を確認するとともに、納税証明書や暴力団に該当しない旨の誓約書等により信用を確認します。

提出書類については第3章第4節を確認してください。

## 第6節 工事施工者の能力（法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号）

工事施工者には、工事を完成するために必要な能力が求められます。法人の登記事項証明書、建設業許可の写し等により、工事を完遂することができる技術力・資力があることを確認します。

提出書類については、第3章第4節を確認してください。

## 第7節 土地所有者等の同意

(法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号、政令第5条第2項)

表2.7-1に該当する事業を除き、許可申請前に当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。当該土地に関する各権利者の同意書等により、必要な権利全ての同意を取得していることを確認します。

### 【同意を必要とする権利】

当該区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利

表2.7-1 土地所有者等の同意確認が不要となる事業

同意の確認が不要となる事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地区画整理法に基づく土地区画整理事業</li><li>・土地収用法に基づく告示に係る事業</li><li>・都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業</li><li>・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業</li><li>・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業</li><li>・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業</li></ul>
---------------	---

## 第3章 許可申請の手続

### 第1節 申請手続の流れ

宅地造成等に関する工事の許可申請に係る手続の流れは、図の3.1-1のとおりです。

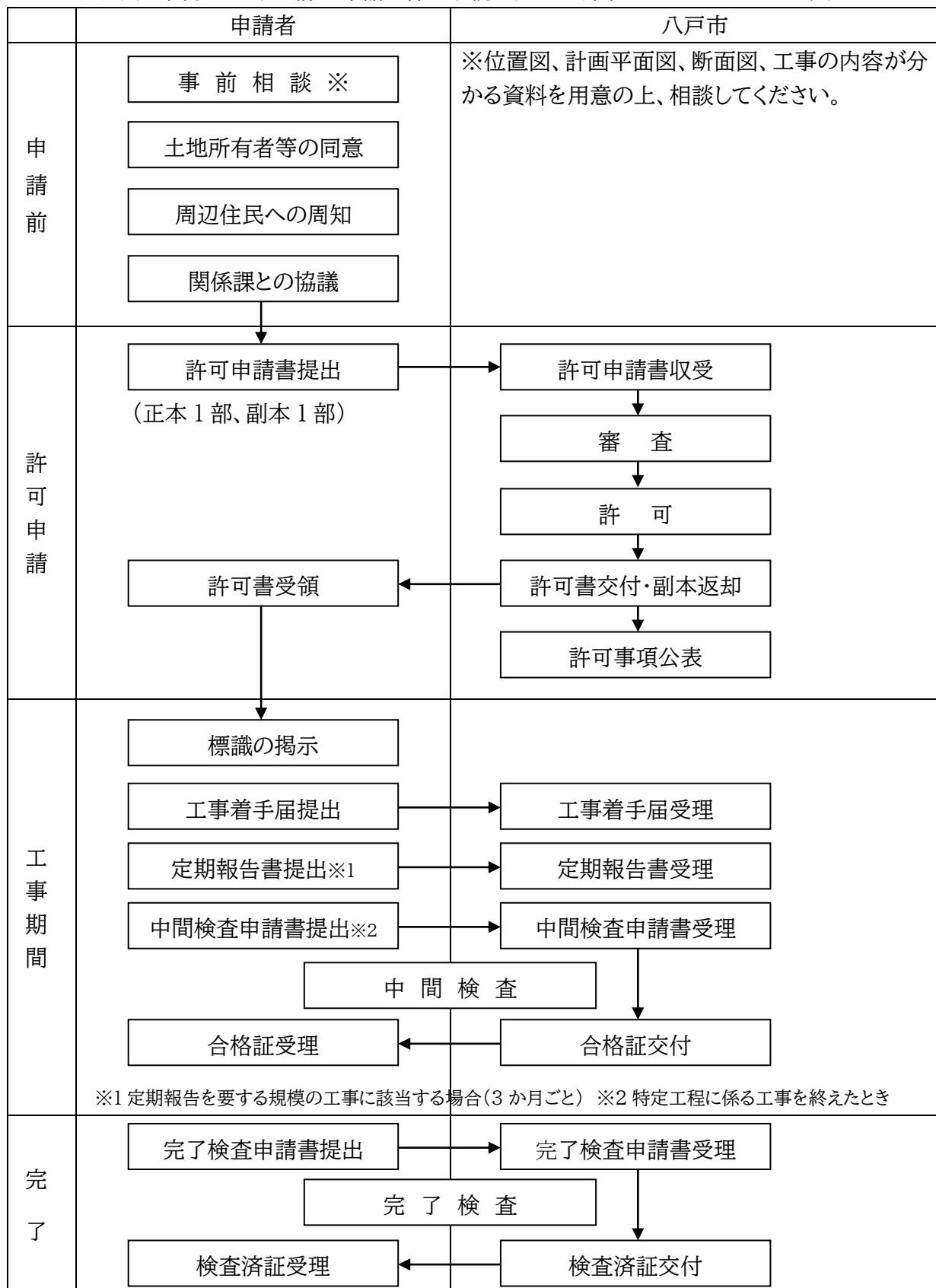


図3.1-1 許可申請から工事完了までの流れ

## 第2節 事前相談

宅地造成等に関する工事の計画について、許可の要否や許可の見通し等を、許可を申請する前に確認しておく必要があります。事前相談に必要な書類及び図面を用意して頂きご相談下さい。

なお、提出された情報は、必要に応じて関係機関等との状況確認に利用することができます。

## 第3節 住民への事前周知（法第11条、第29条、省令第6条、第12条、第62条）

宅地造成等に関する工事の許可申請をする際には、あらかじめ工事の施工に係る土地の周辺地域の住民に対し、次のいずれかの方法により、工事の内容を周知しなければなりません。

また、申請の際には、いずれかの方法による周知を行ったことが分かる書類を提出する必要があります。

### (1)周知の方法

- ・工事の内容についての説明会を開催する。
- ・工事の内容を記載した書面を配布する。
- ・工事の内容について、当該工事の施工に係る土地やその周辺で掲示するとともに、インターネットを利用して住民が閲覧できるようにする。

ただし、災害が生ずるおそれがある特に大きい次のいずれかの土地において、高さ15m超の盛土をする場合には、説明会の開催が必要となります。

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③ ①②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

### (2)周知する工事の内容

周知する工事の内容については表3.3-1のとおりです。

表3.3-1 周知する工事の具体的な内容

区分	項目	
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施工される土地の所在地 ③工事施工者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他市長が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施工される土地の所在地 ③工事施工者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他市長が必要と認める事項

### (3)周知範囲の考え方

説明会の開催や書面配布を行う範囲については、表3.3-2の盛土等の区分に応じ、周知範囲の考え方のいずれも満たすようにしてください。

表 3.3-2 工事について住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	周知範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ<math>h</math>に対して水平距離<math>2h</math>の範囲</li> <li>・盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>・盛土等を行う土地が属する町内会の会長</li> </ul>	<p>法尻からの水平距離 <math>L \leq 2h</math></p> <p>地盤勾配1/10未満</p> <p>盛土高 <math>h</math></p>
①腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土法肩までの高さ<math>h</math>に対して盛土法肩から下方の水平距離<math>5h</math>以内の範囲</li> <li>・盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>・盛土等を行う土地が属する町内会の会長</li> </ul>	<p>のり肩から下方の水平距離 <math>I \leq 5h</math></p> <p>のり肩までの高さ <math>h</math></p>
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ 15m を超える盛土 ②渓流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土 (①、②を除く) ④腹付け盛土のうち参考図の範囲に渓流等の渓床が存在するもの(①、②を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流の渓床勾配が 2 度以上の範囲</li> <li>・盛土等を行う土地の隣接地</li> <li>・盛土等を行う土地が属する町内会の会長</li> </ul>	<p>渓床勾配 2 度以上の範囲</p>

#### 第 4 節 許可申請書の提出（法第 12 条第1項、第 30 条第1項）

許可申請は、所定の様式(様式第二・第四)に表3.4-1及び表3.4-2のうち必要な書類及び図面を添付したものを、正本1部、副本1部の計2部作成し、表3.6-1の手数料を添えて市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、許可情報の公表(第4章第2節)に利用します。

表3.4-1 許可申請に必要となる書類

書類名	根拠条項	様式	備考
<b>許可申請書</b>			
1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令第7条第1項 省令第63条第1項	様式第二	
2 土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第7条第2項 省令第63条第2項	様式第四	
<b>権利者全ての同意を得たことを証する書類</b>			
3 公図の写し	細則		最近3か月以内
4 土地登記事項証明書	細則		
5 宅地造成等行為の同意書	省令第7条第1項第10号 省令第7条第2項第8号 細則	第〇号様式	印鑑登録証明書
<b>住民への周知措置を講じたことを証する書類</b>			
6 住民への周知措置報告書	省令第7条第1項第11号 省令第7条第2項第9号	参考様式	
<b>工事主の資力・信用に関する書類</b>			
7 工事主の資力信用調書	細則	第〇号様式	
8 資金計画書(宅地造成又は特定盛土等)	省令第7条第1項第9号	様式第三	
9 資金計画書(土石の堆積)	省令第7条第2項第7号	様式第五	
10 残高証明書又は融資証明書	細則		
11 法に違反していない旨等の誓約書		参考様式	
12 暴力団等に該当しない旨の誓約書		参考様式	
個人	13 住民票又は個人番号カードの写し	省令第7条第1項第7号 省令第7条第2項第5号	
	14 納税証明書(所得税)	細則	直近3年間
法人	15 登記事項証明書	省令第7条第1項第8号 省令第7条第2項第6号	
	16 役員※の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し	省令第7条第1項第8号 省令第7条第2項第6号	※法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者
	17 貸借対照表、損益計算書及び納税証明書(法人税)	細則	直近3年間
<b>工事施行者の能力に関する書類</b>			
18 工事施行者の工事能力調書	細則	第〇号様式	
19 法人の登記簿謄本及び建設業許可の写し	細則		
<b>設計者の資格を証する書類</b>			
20 設計者の資格に関する申告書	省令第7条第1項第5号 細則	第〇号様式	卒業証書、免許等の写し
21 実務経験証明書		参考様式	
<b>図面・計算書類・現況写真等</b>			
表3.4-2「許可申請に必要となる図面等」に記載の書類を添付すること			

表3.4-2 許可申請に必要となる図面等

	書類名	縮尺	明示すべき事項	宅 造 特 盛	土 石 の 堆 積	備考
1	位置図	1/50,000 以上	・方位、道路及び目標となる地物	○	○	都市計画図 写
2	地形図	1/2,500 以上	・方位 ・区域の境界(赤線で囲む)	○	○	
3	土地の 平面図	1/2,500 以上	・方位 ・区域の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分、 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施 設及び地滑り抑止杭又はグラウンドア ンカーその他の土留めの位置	○	—	
		1/2,500 以上	・方位 ・区域の境界線 ・勾配が10分の1を超える土地におけ る堆積した土石の崩壊を防止するた めの措置を講ずる位置及び当該措置の 内容 ・空地の位置 ・柵その他これに類するものを設置す る位置 ・雨水その他の地表水を有效地に排除す る措置を講ずる位置及び当該措置の 内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流 出を防止する措置を講ずる位置及び 当該措置の内容	—	○	
4	土地の 断面図	1/2,500 以上	・盛土又は切土をする前後の地盤面	○	—	
		1/1,000 以上	・土石の堆積を行う土地の地盤面	—	○	
5	求積図	1/500 以上	・申請敷地全体の面積 ・盛土、切土又は土石の堆積範囲の面 積	○	○	
6	排水施設 の平面図	1/2,500	・排水施設の位置、種類、材料、形状、 内法寸法、延長、勾配 ・水の流れの方向 ・吐出口の位置 ・放流先の名称、形状、寸法、勾配	○	—	

	書類名	縮尺	明示すべき事項	宅造特盛	土石の堆積	備考
7	排水施設の構造図	1/50 以上	・構造詳細図	○	—	
8	崖の断面図	1/50 以上	・崖の高さ、勾配 ・土質(土質の種類が2以上あるときはそれぞれの土質及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	○	—	
9	擁壁の断面図	1/50 以上	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎杭の位置、材料および寸法	○	—	
10	擁壁の背面図	1/50 以上	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	○	—	
11	擁壁の展開図	指定なし	・擁壁の高さ ・根入れ深さ ・水抜穴の位置	○	—	
12	崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	○	—	
13	崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料および内径 ・透水層の位置及び寸法	○	—	
14	構造計算書	A4 判で 製本する こと	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定及び断面算定	○	○	
			・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	○	
15	安定計算書	A4 判で 製本する こと	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	○	○	

	書類名	縮尺	明示すべき事項	宅造特盛	土石の堆積	備考
16	大臣認定擁壁の使用を確認する書類	A4 判で製本すること	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
17	排水能力を確認する書類	A4 判で製本すること	・排水施設水理計算書、排水量計算書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
18	防災工事計画平面図	1/2,500 以上	・防災施設(赤線)(土留柵、擁壁、調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等の施設の種類、位置及び寸法) ・流水方向(調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
19	防災施設構造図	1/50 以上	・防災施設構造詳細図(土留柵、調整池、沈砂池、堰堤、仮排水路等の詳細) ・構造断面図 ・材料及び品質 ・形状及び寸法	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
20	現況写真		盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

## 第 5 節 協議の申出 (法第 15 条第1項、第 34 条第1項)

国、都道府県、指定都市、中核市が協議を申し出るときは、所定の様式(第 号様式又は第 号様式)に、表 3.4-1 及び表 3.4-2 のうち必要となる書類及び図面を添付したものを、正本 1 部、副本 1 部の計 2 部作成し、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、許可情報の公表(第4章第2節)に利用します。

## 第6節 申請手数料（八戸市手数料条例別表〇）

宅地造成等に関する工事の許可に關し徵収する手数料は、「八戸市手数料条例」に定められています。徵収方法は、銀行振込となります。

表 3.6-1 申請手数料(未定)

	区分	宅地造成・特定盛土	土石の堆積
新規許可申請	500 m <sup>2</sup> 以内のとき		
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のとき		
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のとき		
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内のとき		
	3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のとき		
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 1万m <sup>2</sup> 以内のとき		
	1万m <sup>2</sup> を超え 2万m <sup>2</sup> 以内のとき		
	2万m <sup>2</sup> を超え 4万m <sup>2</sup> 以内のとき		
	4万m <sup>2</sup> を超え 7万m <sup>2</sup> 以内のとき		
	7万m <sup>2</sup> を超え 10万m <sup>2</sup> 以内のとき		
変更許可申請	10万m <sup>2</sup> 以上のとき		
	変更許可申請		

## 第7節 標準処理期間

標準処理期間は、申請が窓口に提出されてから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間のことです。

表 3.7-1 標準処理期間

申請の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日
土石の堆積に関する工事の変更許可	14日

注：期間は開庁日で計算し、土曜日、日曜日、祝祭日は含まれません。

注：標準処理期間は、あくまで標準的な申請の場合であり、申請内容によっては実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

## 第4章 許可時における留意事項

### 第1節 許可証の交付 (法第12条第3項、第14条、第30条第3項、第33条)

審査の結果、許可申請の内容が法に規定される基準に適合しているときは、許可証を交付します。不許可の場合は、その理由を付した書面により通知します。

### 第2節 許可情報等の公表 (法第12条第4項、第30条第4項)

市民や事業者等が本法の許可を受けた盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可後は速やかに宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在等の情報を八戸市ホームページ([アドレス未定](#))で公表します。

表4.2-1 公表する情報とその期間

許可時点から工事完了時点まで公表	工事完了後も既存盛土等として公表
①工事主の氏名又は名称	①工事が施行された土地の位置図
②工事が施行される土地の位置図	②工事実行者の氏名又は名称
③工事許可年月日・許可番号	③工事の許可年月日・許可番号
④工事実行者の氏名又は名称	④工事の着手年月日・完了年月日
⑤工事の着手予定年月日・完了予定年月日	⑤盛土又は切土の最大高さ
⑥盛土、切土又は土石の堆積(最大時)の高さ	⑥盛土又は切土を行った土地の面積
⑦盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積	⑦盛土又は切土の土量
⑧盛土、切土又は土砂の堆積(最大値)の土量	

### 第3節 関係法令等の確認

宅地造成等に関する工事は、法以外の法令等においても許可等の手続を必要とする場合があります。表4.3-1に示した関係法令等はあくまで例示であり、工事の着手前には、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反が無いよう確認をお願いします。

表4.3-1 関係法令等

調整内容	根拠法令	調整先
都市計画区域内外での開発行為 を伴う工事	都市計画法	市建築指導課
一定規模以上の土地の権利の移動	国土利用計画法 公有地の拡大の推進に関する法律	市建築指導課
農地での工事	農地法	市農業委員会
農業振興地域整備計画区域内 の工事	農業振興地域の整備に関する 法律	市農政課
地域森林計画対象民有林又は保 安林内での工事	森林法	三八農林水産事務所 市農林畜産課
景観計画区域内行為届出制度	景観法	市都市政策課
自然環境保全地域の特別地区に おける工事	自然環境保全法	県自然保護課
自然公園内の工事 (国立公園)	自然公園法	東北地方環境事務所 八戸自然保護官事務所
埋蔵文化財包蔵地、名勝、天然記 念物指定地内での工事	文化財保護法	市教育委員会社会教育課
一定規模3,000m <sup>2</sup> )以上の土地 の形質の変更	土壤汚染対策法	市環境保全課
危険指定地域内の工事	砂防法、地滑り防止法等	三八県土整備事務所
岩石採取場	採石法	三八県土整備事務所
砂利採取場	砂利採取法	三八県土整備事務所
河川区域内の土地の占用等	河川法	河川管理者
道路に関する工事又は占用等	道路法	道路管理者
工事区域内に国有財産が含まれ る場合(用途廃止申請等)	国有財産法	財務事務所又は 三八県土整備事務所
工事区域内に市町村財産が含ま れる場合(用途廃止申請等)	市町村の管理条例等	財産管理者
自然・地域と再生可能エネルギー との共生	青森県自然・地域と再生可能エネ ルギーとの共生に関する条例	県環境政策課 市環境政策課

### 第4節 標識の掲示 (法第49条)

工事主は、許可を受けた後、工事に関する事項を記載した標識(様式第二十三又は様式第二十四)を当該土地の見やすい場所に掲示する必要があります。

なお、工事着手後に変更許可を受けた場合は、遅滞なく、標識の内容を改めてください。

## 第5節 工事完了時の建築行為

宅地造成又は特定盛土に関する工事の許可を受けた土地では、安全性の確認ができていないため、検査済証の交付を受けるまでは建築工事に着手しないようお願いします。

## 第6節 監督処分及び罰則 (法第20条、第39条、第55条～第61条)

### (1) 許可の取消

市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又は許可に付した条件に違反した者に対し、当該許可を取り消すことがあります。

### (2) 工事の施行停止・災害防止措置命令

市長は、規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事のうち、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事、又必要な中間検査を受検しないで施工する工事について、当該工事の工事主、請負人又は現場管理者に対して、工事の施行の停止を命じ、又は擁壁の設置その他災害防止のため必要な措置をとることを命ずることがあります。

### (3) 土地の使用停止命令・使用制限命令・防災措置命令

市長は、規制区域内の土地のうち、無許可工事が施行された土地、完了検査を申請しない又は検査の結果工事が技術基準の規定に適合していないと認められた土地、土石の除去に関する完了確認を申請しない又は確認の結果すべての土石が除去されていないと認められた土地、又は必要な中間検査を申請しないで工事が施行された土地について、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者、又は当該工事主に対して、当該土地の使用を禁止し、もしくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずることができます。

### (4) 罰則

法では、罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可行為、虚偽の申請、命令違反等に関しては、高い水準の拘禁刑や罰金刑が科せられます。

違反行為の内容によっては、当該行為者等に対し、最大で拘禁刑3年以下又は1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人に対しては法人重科の措置(最大で罰金3億円以下)があります。

※詳しい内容については**第8章第3節**をご覧ください。

## 第5章 許可工事に関する手続等

### 第1節 着手届の提出 (細則第 条)

工事主は、許可を受けた宅地造成等に関する工事に着手したときは、速やかに着手届(第 号様式)に工程表(任意様式)を添えて、市長へ届け出る必要があります。

### 第2節 工事の変更手続 (法第16条、第35条、省令第38条、第68条)

#### (1) 変更許可申請

工事主は、許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、市長の許可を受ける必要があります。所定の様式(様式第七又は様式第八)に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書(変更部分の前後を明示)を添付したものを、正本1部、副本1部の計2部作成し、表3.6-1の手数料を添えて、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、本法の運用を目的として、関係機関等(国、県、市の関係法令所管部局等)との状況確認及び許可情報の公表に利用します。

#### (2) 軽微な変更届

工事主は、表5.2-1に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、変更届出書(第 号様式)を1部、市長へ提出しなければなりません。

表5.2-1 軽微な工事変更

変更事項	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称、住所
	工事の着手予定年月日、完了予定年月日
	※ただし、土石の堆積に関する工事は、変更前の期間を超えないものに限る。

#### (3) 許可に基づく地位の承継

##### ①一般承継(相続・合併)

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに市長に届け出してください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止(第 号様式)の届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

##### ②特定承継(一般承継以外)

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

### 第3節 工事の中止・再開・廃止 (細則第 条)

工事主は、許可を受けた工事を中止、再開又は廃止しようとするときは、速やかに届出書(第 号様式)を市長へ提出しなければなりません。

なお、中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続き等が必要になります。

## 第4節 定期報告

(法第19条、第38条、政令第25条、第33条、省令第48~50、78~80条)

工事主は、許可を受けた工事(みなし許可を含む)が表5.4-1に該当する場合、工事の着手日から3か月ごとに、その進捗状況等について市長へ報告する必要があります。

報告書類については、所定の様式(第号様式又は第号様式)に、報告対象を明示した図面とその施行状況が分かる写真、その他書類を添付してください。

表5.4-1 定期報告が必要となる工事等

許可の種別	報告をする工事の規模	報告事項	報告時期
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、 高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000m <sup>2</sup> 超(①~④を除く)	報告の時点における ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等に関する工事の 施工状況	着手日から 3か月ごとに
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500m <sup>2</sup> 超 ②堆積の面積3,000m <sup>2</sup> 超	報告時点における ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・堆積されている土石の土量 (2回目以降から追加) ・前回の報告時点から新たに 堆積された土石の土量及び 除却された土石の土量	その末日から 7日以内

### 施工状況の写真記録

工事の施工状況を記録するため、次の事項に留意して写真を撮影してください。

- (1)写真是、工事完了後確認できない部分の施工状況を重点に撮影すること。
- (2)写真是、設計図書に基づき、構造物の施工状況、出来形、品質等その実態が検査時において確認できるように撮影すること。特に、次に掲げる工程に留意すること。

- ア 地盤改良、基礎杭打ち等の施工状況
  - イ 構造物及び排水施設設置における床掘、基礎、型枠、配筋等の施工状況
  - ウ 擁壁設置における根入れ深さ、擁壁下端部の厚さ、擁壁背面の水抜き及び透水層の施工状況
  - エ 盛土等における各層の施工状況・
- (3)写真撮影にあたっては、箱尺、ポール又はスケール等を用いて構造物の形状、寸法、位置等が判別できるようにすること。
  - (4)撮影した写真是、施工順序に従って整理してアルバムに貼付けし、撮影年月日、撮影地点その他必要な説明を付しておくこと。

## 第5節 中間検査

(法第18条、第37条、政令第23条、第24条、第32条、省令第45~47、75~77条)

中間検査は、工事完了後では確認することができない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関する重要な検査となります。

表5.5-1に該当する工事(みなし許可を含む)において、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する場合には、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

検査申請の際は、所定の様式(様式第十三)に検査対象工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付し、市長へ提出してください。

なお、中間検査合格後に中間検査合格証の交付を受けるまでは、その後の工程に係る工事を進めることはできません。中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むことになります。

表5.5-1 中間検査が必要となる工事等

許可の種別	報告を要する工事の規模	対象工程	検査申請時期
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時にやって、 高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000m <sup>2</sup> 超(①~④を除く)	盛土又は切土後の地盤面に排水施設を設置したとき	排水施設設置完了から4日以内

## 第6節 完了検査等 (法第17条、第36条、省令第39~44、69~74条、細則第条)

### (1)完了検査・確認

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了(全ての土石を除却)したときは完了確認をそれぞれ受ける必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、検査の結果、許可の内容に適合していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了したことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

表5.6-1 完了検査・確認

許可の種別	区分	申請書類	申請時期
宅地造成又は 特定盛土等	完了 検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書(様式第九)	工事完了から4日以内
土石の堆積	完了 確認	土石の堆積に関する工事の確認申請書(様式第十一) 堆積した土石の崩壊を防止するための装置 (鋼板(構台等)の設置)の完了 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 (鋼矢板等の設置)の完了	措置完了後速やかに

## (2)一部完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部が完了し、当該完了した土地の分割が可能であって、災害の防止に支障がないと認められるときは、一部完了検査申請書(第 号様式)を市長に提出し、一部完了検査を受けることができます。

市長は、当該検査の結果、技術的基準に適合しているときは、一部完了検査済証を交付します。

## 第7節 検査時の留意事項

検査の実施に当たっては、特に、次の各事項に留意してください。

- (1)工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2)検査時に現地で確認できない項目については、写真により合否を判定するため、工事中における構造物の床掘、基礎、躯体等の施工状況や形状寸法などを確認できる写真を用意しておくこと。
- (3)検査日の調整に当たっては、十分な期間をとって日程調整を行うこと。
- (4)検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5)工事の途中に行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6)検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

## 第6章 特定盛土等規制区域内の届出工事に関する手続等

### 第1節 届出書の提出 (法第27条第1項)

特定盛土等規制区域内において、一定規模の宅地造成等に関する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の30日前までに、届出書(様式第十九又は第二十)に表6.1-1のうち必要な書類及び図面を添付したものを1部、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、届出情報の公表(第4章第2節を参照)に利用します。

表6.1-1 届出に必要となる書類及び図面

書類名	根拠条項	様式	備考
届出書			
1 特定盛土等に関する工事の届出書	省令第58条第1項	様式第十九	
2 土石の堆積に関する工事の届出書	省令第58条第2項	様式第二十	
工事主に関する書類			
3 住民票又は個人番号カードの写し	省令第58条第1項第1号 省令第58条第2項第1号		個人の場合
4 登記事項証明書	省令第58条第1項第1号 省令第58条第2項第1号		法人の場合
5 役員※の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し	省令第58条第1項第1号 省令第58条第2項第1号		※法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者
図面・計算書類・現況写真等			
表3.4-2「許可申請に必要となる図面等」に記載の書類のうち該当するものを添付すること			

### 第2節 標識の掲示 (法第49条)

工事主は、届出をした後、工事に関する事項を記載した標識(様式第二十三又は第二十四)を当該土地の見やすい場所に掲示する必要があります。

なお、工事着手後に工事内容の変更届け出をした場合は、遅滞なく、標識の内容を改めてください。

### 第3節 着手届の提出 (細則第 条)

工事主は、届出をした宅地造成等に関する工事に着手したときは、速やかに着手届(第 号様式)に工事工程表を添えて、市長へ提出してください。

## **第4節 工事の変更手続 (法第28条)**

工事主は、届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに、変更届出書(様式第二十一又は様式第二十二)に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書(変更部分の前後を明示)を添付して、市長へ提出してください。

なお、提出書類等に記載された情報は、本法の運用を目的として、関係機関(国、県、市の関係法令所管理部局)との状況確認及び届出情報の公表に利用します。

## **第5節 工事の中止・再開・廃止 (細則第条)**

工事主は、届出した工事を中止、再開又は廃止しようとするときは、速やかに届出書(第号様式)を市長へ提出しなければなりません。

なお、中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続等が必要になります。

## **第6節 工事の完了届 (細則第条)**

工事主は、届出した工事が完了したときは、速やかに完了届(第号様式)を市長へ提出しなければなりません。

## 第7章 その他の届出

### 第1節 規制区域指定の際に既に行われている工事の届出

(法第21条第1項、第40条第1項)

規制区域指定の際に既に行われている、表7.1-1に該当する宅地造成等に関する工事は、その指定があった日(令和8年4月1日(予定))から21日以内(令和8年4月22日まで(予定))に、届出書(様式第十五又は様式第十六)にその土地の位置と範囲が分かる資料を添付したものを1部、市長へ提出する必要があります。

図7.1-1のように区域指定前に開発許可を受けた工事において、工事着手が区域指定前の場合も同様に届出が必要となります。工事着手が区域指定後となる場合、開発許可とは別に盛土規制法に基づく許可が必要となります。

なお、提出書類等に記載された情報は、届出情報の公表(第4章第2節を参照)に利用します。

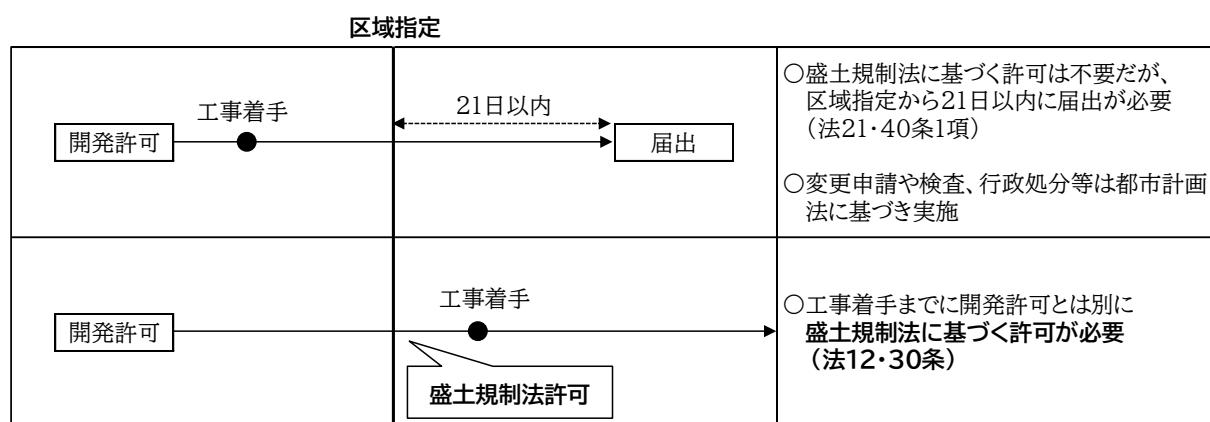


図7.1-1 区域指定前に開発許可を受けた工事の取扱い

表7.1-1 届出の対象となる工事

届出の対象となる工事	表1.4-1に記載の ・「許可を要する工事」に該当する規模 ・「届出を要する工事」に該当する規模
	ただし、表1.6-1に記載の「許可及び届出が不要となる土地・工事等」に該当する場合は届出の対象から除きます。

表7.1-2 届出に必要な書類\*項目・内容は要精査

	書類名	根拠条項	様式	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第52条第1項 省令第82条第1項	様式第十五	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第52条第3項 省令第82条第2項	様式第十六	

また、当該工事の規模が表5.4-1に該当する場合は、表7.1-3のうち必要となる図面等を、上記届出書に追加で提出してください。

表7.1-3 届出書に追加する図面等(表5.4-1に該当する場合)

図面等の名称	図面等の内容	備考
	明示すべき事項	
1 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線	・等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
3 土地の平面図	<p>&lt;宅地造成・特定盛土等&gt;</p> <p>・縮尺、方位及び土地の境界線</p> <p>・盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカー、その他の土留 の位置</p> <p>&lt;土石の堆積&gt;</p> <p>・縮尺、方位及び土地の境界線</p> <p>・勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</p> <p>・空地の位置</p> <p>・柵その他これに類するものを設置する位置</p> <p>・雨水その他の地表水を有效地に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</p> <p>・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</p>	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。
4 現況写真	・盛土、切土又は土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにすること。	

## 第2節 擁壁等を除却する工事の届出（法第21条第3項、第40条第3項）

規制区域内において、表1.4-3に該当する擁壁等の除却工事を行う場合は、当該工事に着手する日の14日前までに、届出書(様式第十七)にその土地の位置と擁壁等の状況が分かる資料を添付したものを1部、市長へ提出する必要があります。

なお、第1章第4節の「許可を要する工事」又は「届出を要する工事」と重複する場合は本届出の必要はありません。

表7.2-1 届出に必要となる書類及び図面 \*項目・内容は要精査

	書類名	根拠条項	様式	備考
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令第55条 省令第85条	様式第十七	

### 第3節 公共施設用地から宅地又は農地等へ転用の届出

(法第21条第4項、第40条第4項)

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、転用した日から14日以内に、届出書(様式第十八)にその土地の位置と転用した事実が分かる資料を添付したものを1部、市長へ提出する必要があります。

なお、第1章第4節の「許可を要する工事」又は「届出を要する工事」と重複する場合は本届出の必要はありません。

表7.3-1 届出に必要となる書類及び図面 \*項目・内容は要精査

	書類名	根拠条項	様式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第56条 省令第86条	様式第十八	

### 第4節 工事の変更手続 (細則第条)

工事主は、本章第1節又は第2節で届出をした工事を変更しようとするときは、変更届出書(第号様式)に、工事計画の変更に伴い内容が変更となる図書(変更部分の前後を明示)を添付したものを1部、市長へ提出してください。

### 第5節 工事の中止・再開・廃止 (細則第条)

工事主は、本章第1節又は第2節で届出をした工事を中止、再開又は廃止しようとするときは、届出書(第号様式)を1部、市長へ提出しなければなりません。

なお、中止及び廃止については、当該地の安全が確保されていない場合、技術的基準に基づく措置や変更手続等が必要になります。

### 第6節 工事の完了届出 (細則第条)

工事主は、本章第1節又は第2節で届出をした工事が完了したときは、速やかに完了届(第号様式)を市長へ提出しなければなりません。

## 第8章 その他の留意事項

### 第1節 適合証明

法の適合証明については、建築確認申請前に窓口にてご確認ください。八戸市の適合証明は、原則として窓口での適合証明印で対応しており、手数料は必要ありません。

なお、証明書等の文書による交付を希望する場合は、手続きに相当の期間を要しますので、事前にご連絡ください。

適合証明が必要な場合は、事前に許可取得ないし事前相談の上、以下の書類をご用意ください。

- ・建築確認申請(正本)
- ・建築確認概要書

[適合証明印]	
適合	<input type="checkbox"/> 法第12条第1項 <input type="checkbox"/> 法第16条第1項 <input type="checkbox"/> 法第30条第1項 <input type="checkbox"/> 法第35条第1項
許可不要	<input type="checkbox"/> 政令第5条第1項第号 <input type="checkbox"/> 省令第8条第号 <input type="checkbox"/> 規制対象外 ( )
その他・備考	確認者

### 第2節 土地の保全義務 (法第22条、第23条、第41条、第42条)

規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等に伴う崖崩れ等の災害が生じないようその土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

市長は、宅地造成等に伴う災害防止のため必要があると認めるときは、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、改善されない場合は命令することができます。

なお、これらの土地には、規制区域指定前に宅地造成等に関する工事が行われた土地も含まれます。

### 第3節 罰則 (第55条~第61条)

無許可行為、技術的基準違反、命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、盛土等条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で拘禁刑3年以下又は罰金1,000万円以下)されています。

また、法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科について措置(最大で罰金3億円以下)されています。

表 8.3-1 違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			拘禁	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条第 1 項第 1 号 [法第 55 条第 1 項第 2 号]	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告聴取拒否等	法第 58 条第 5 号	報告聴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項第 4 号	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項[法第 39 条第 2 項から第 4 項])に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反した者、法第 27 条第 1 項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1 年以下	300 万円以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準違反	法第 55 条第 2 項及び第 3 項	技術的基準(法第 13 条第 1 項[法第 31 条第 1 項])に違反して工事を設計した者(設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工事主、又はその代理人、使用人その他の従業員)の故意によるときはその者を含む	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・完了検査違反	法第 56 条第 1 号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
特定盛土等規制区域における届出違反	[法第 57 条]	工事の届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をした者	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立入を拒み、又は妨げた者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
区域指定時の工事の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 1 項[法第 40 条第 1 項]の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	法第 21 条第 3 項[法第 40 条第 3 項]の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 4 項[法第 40 条第 4 項]の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		50 万円以下	50 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		30 万円以下 (過料として)	

※法第 61 条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

【参考:不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン】

表 8.3-2 行政処分等の対象者

		条項	概要	対象者
現状把握	立入検査	法第 24 条 [法第 43 条]	行政処分等を行うために必要がある場合に、盛土等が行われている土地へ入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること。	
	報告聴取	法第 25 条 [法第 44 条]	土地又はその土地で行われている盛土等の工事状況について報告を求めること	土地の所有者・管理者・占有者
緊急対応	監督処分	法第 20 条第 4 項 [法第 39 条第 4 項]	左記条文に定められている要件を満たす場合に、弁明の機会の付与手続きを省略し、行われている工事の停止命令を行うこと(緊急工事施行停止命令)	工事主/工事請負人(下請負人含む)/現場管理者/工事従事者
	行政代執行	法第 20 条第 5 項第 3 号 [法第 39 条第 5 項第 3 号]	緊急時に災害防止措置命令を省略して、行政庁が自ら災害防止措置を講ずること(特別緊急代執行)	-
行政処分等	監督処分	法第 20 条第 1 項 [法第 39 条第 1 項]	工事の許可の取消し	偽りその他不正な手段により許可を受けた者/条件に違反した者(工事主)
		法第 20 条第 2 項 [法第 39 条第 2 項]	工事施行停止命令や、災害防止措置命令を対象者に発すること	工事主/工事請負人(下請負人含む)/現場管理者
		法第 20 条第 3 項 [法第 39 条第 3 項]	工事が行われた土地の使用禁止・制限、災害防止措置命令を対象者に発すること	土地の所有者・管理者・占有者/工事主
	改善命令等	法第 23 条第 1 項 [法第 42 条第 1 項]	改善命令を対象に発すること	土地又は擁壁等の所有者・管理者・占有者
		法第 23 条第 2 項 [法第 42 条第 2 項]	改善命令を対象に発すること	その行為をした者(土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者)
		法第 22 条第 2 項 [法第 41 条第 2 項]	災害防止のため必要があると認めるときの、災害防止のため必要な措置の勧告	土地の所有者・管理者・占有者/工事主/工事施行者
わない場合に從	行政代執行	法第 20 条第 5 項第 1 号 [法第 39 条第 5 項第 1 号]	緩和代執行として、行政庁が自らの判断で災害防止措置を講ずること。	-
		法第 20 条第 5 項第 2 号 [法第 39 条第 5 項第 2 号]	災害防止措置を命ずるべき者を確知できない場合の略式代執行	-
	(告発)	罰条 (法第 55 条～第 61 条)	警察に告発し、違反者の処罰を求めること	違反者

【参考:不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン】

## 第 4 節 不法・危険な盛土等の情報提供

法の適正な運用を目的として、規制区域内において、違法と思われる宅地造成等に関する工事や危険と思われる既存の盛土等を発見した場合は、受付窓口までお知らせください。市民や事業者の皆様からの情報提供を受け付けています。

○受付窓口:八戸市都市整備部 建築指導課 開発指導グループ

電話番号:0178-43-9136 ファックス:0178-41-2302

e-mail:kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

○通報内容の一例

- ・盛土の発見日時
- ・盛土の所在地、目印となる建物、周囲の特徴等
- ・盛土の規模、土砂の量などの状況
- ・現場標識の有無
- ・周辺への被害の有無
- ・盛土行為者に関する情報(行為者の特徴や使用車両の車種、ナンバーなど)

## ○注意事項

- ・不法・危険な盛土等を発見した場合、事故・トラブル防止のため、盛土に不用意に近づいたり、私有地に無断で立ち入ることのないようにしてください。
- ・写真は必須ではありませんが、撮影をする場合は、私有地に入らず公の場所から目視できる範囲で撮影するようしてください。また各種法令(刑法、道路交通法など)に抵触しないようにしてください。
- ・情報提供ないし通報によって生じた影響について八戸市は一切の責任を負いません。

## 第9章 条例・規則

○八戸市手数料条例

盛土規制法に関する部分を掲載予定

○八戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

制定後、掲載予定

## 第10章 様式集

省令で定めている様式	
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書
様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識
細則で定めている様式(予定)	
第 号様式	設計者の資格に関する申告書
第 号様式	宅地造成等行為の同意書
第 号様式	工事主の資力信用調書
第 号様式	工事施行者の工事能力調書
第 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
第 号様式	土石の堆積に関する工事の協議申出書
第 号様式	宅地造成等に関する工事着手届出書
第 号様式	宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書
第 号様式	宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書

第 1号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
第 2号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
第 3号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書
第 4号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
第 5号様式	土石の堆積に関する工事の定期報告書
第 6号様式	届出工事の変更届出書
第 7号様式	届出工事の完了届出書
<b>参考様式(予定)</b>	
－	実務経験証明書
－	住民への周知措置報告書
－	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書
－	暴力団等に該当しない旨の誓約書
－	委任状

様式第二 【許可申請書(宅地造成又は特定盛土等)】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <sup>{第12条第1項 第30条第1項}</sup> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄																											
年　月　日 (あて先) 八戸市長 申請者 氏名																													
<table border="1"> <tr><td>1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)</td><td colspan="2">( )</td></tr> <tr><td>2 設計者住所 氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>3 工事施行者住所 氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)</td><td colspan="2">(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)</td></tr> <tr><td>5 土地の面積</td><td colspan="2">平方メートル</td></tr> <tr><td>6 工事着手前の土地利用状況</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>7 工事完了後の土地利用</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>8 盛土のタイプ</td><td colspan="2">平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土</td></tr> <tr><td>9 土地の地形</td><td colspan="2">溪流等への該当 有・無</td></tr> </table>			1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )		2 設計者住所 氏名			3 工事施行者住所 氏名			4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		5 土地の面積	平方メートル		6 工事着手前の土地利用状況			7 工事完了後の土地利用			8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		9 土地の地形	溪流等への該当 有・無	
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )																												
2 設計者住所 氏名																													
3 工事施行者住所 氏名																													
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)																												
5 土地の面積	平方メートル																												
6 工事着手前の土地利用状況																													
7 工事完了後の土地利用																													
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土																												
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無																												
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル																											
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル																											
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル																										
		切 土	立方メートル																										
	二擁壁	番 号	構 造	高 さ																									
				メートル	メートル																								
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ																									
				メートル	メートル																								
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法																										
			センチ メートル	メートル																									

ト 崖面の保護の方法			
チ 崖面以外の地表面 の保 護 の 方 法			
リ 工事中の危害防止 のための措 置			
ヌ そ の 他 の 措 置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第三 【資金計画書(宅地造成又は特定盛土等)】

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	○〇〇	
	処分収入	
	○〇〇	
	補助負担金	
支出	○〇〇	
	○〇〇	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
支出	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	○〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
支出	借入金利息	
	○〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度 科目		年度	年度		年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費  事務費 借入金利息 ○○○  借入償還金 ○○○  計					
取 入	自己資金 借入金 ○○○  処分収入 ○○○  補助負担金 ○○○ ○○○  計					
借入金の借入先						

様式第四 【許可申請書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <sup>{第12条第1項 第30条第1項}</sup> の規定により、許可を申請します。		※手数料欄	
年　月　日			
(あて先) 八戸市長			
申請者 氏名			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2 設計者住所氏名			
3 工事施工者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			
8 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第五 【資金計画書(土石の堆積)】

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収入	自己資金	
	借入金	
	○〇〇	
	処分収入	
	○〇〇	
	補助負担金	
支出	○〇〇	
	○〇〇	
	計	
	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	○〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	○〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	○○○					
	借入償還金					
収入	○○○					
	計					
	自己資金					
	借入金					
	○○○					
	処分収入					
	○○○					
	補助負担金					
○○○						
○○○						
計						
借入金の借入先						

様式第七 【変更許可申請書(宅地造成又は特定盛土等)】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <sup>{第16条第1項 第35条第1項}</sup> の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄			
年　月　日 (あて先) 八戸市長		申請者 氏名			
1	工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所 氏名				
3	工事施行者住所 氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ	メートル	
			メートル		
ト 崖面の保護の方法					

チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法			
リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置			
ヌ そ の 他 の 措 置			
ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項			
12 変 更 の 理 由			
13 許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第八 【変更許可申請書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <big>{第16条第1項 第35条第1項}</big> の規定により、変更の許可を申請します。		※手数料欄	
年　月　日			
(あて先) 八戸市長			
申請者 氏名			
1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2 設計者住所 氏名			
3 工事施行者住所 氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日		

ワ	工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第九 【完了検査申請書】

※受付欄  
年月日  
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第17条第1項〕 〔第36条第1項〕 の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十一 【確認申請書】

※受付欄  
年月日  
第号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第17条第4項〕 の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

## 様式第十三 【中間検査申請書】

※受付欄  
年月日  
第号

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第18条第1項〕 第37条第1項の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
7 今回申請以降の中間検査受検予定	交付年月日	年 月 日	年 月 日
	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
特定工程に係る工事終了予定期	年 月 日	年 月 日	
8 備考			

## 〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五 【区域指定時に行われている工事の届出書(宅地造成又は特定盛土等)】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第 21 条第 1 項〕  
〔第 40 条第 1 項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名					
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
3 工事をしている土地の面積	平方メートル				
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
5 盛土又は切土の高さ	メートル				
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
	切 土	立方メートル			
8 工事着手年月日	年 月 日				
9 工事完了予定年月日	年 月 日				
10 工事の進捗状況					

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十六 【区域指定時に行われている工事の届出書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第21条第1項〕 〔第40条第1項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七 【擁壁等に関する工事の届出書】

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第 21 条第 3 項〕 〔第 40 条第 3 項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在 地 及 び 地 番			
2 行おうとする工事の種類 及 び 内 容			
3 工事着手予定年月日	年	月	日
4 工事完了予定年月日	年	月	日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八 【公共施設用地の転用の届出書】

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 〔第 21 条第 4 項〕 〔第 40 条第 4 項〕 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九 【特盛区域での工事の届出書(特定盛土等)】

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2 設計者住所 氏名					
3 工事施行者住所 氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	二擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	

			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面 の保 護 の 方 法				
リ 工事中の危害防止 のた め の 措 置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年      月      日			
ヲ 工事完了予定年月日	年      月      日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 その 他 必 要 な 事 項				
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十 【特盛区域での工事の届出書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
チ 雨水その他の地表水を		

	有効に排除する措置	
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
ヌ	工事中の危害防止のための措置	
ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日	年      月      日
ワ	工事完了予定年月日	年      月      日
カ	工程の概要	
8	その他必要な事項	

[注意]

- 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一 【特盛区域での工事の変更届出書(特定盛土等)】

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所 氏名 (法人役員住所氏名)	( )				
2 設計者住所 氏名					
3 工事施工者住所 氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	二擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	

			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面 の保 護 の 方 法				
リ 工事中の危害防止 のた め の 措 置				
ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工事着手予定年月日	年      月      日			
ヲ 工事完了予定年月日	年      月      日			
ワ 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
[注意]	<p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十二 【特盛区域での工事の変更届出書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号
チ 雨水その他の地表水を		

	有効に排除する措置
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置
ヌ	工事中の危害防止のための措置
ル	その他の措置
ヲ	工事着手予定年月日 年 月 日
ワ	工事完了予定年月日 年 月 日
カ	工程の概要
8	その他必要な事項
9	変更の理由
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所所氏名のほか、当該法人の役員住所所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出してください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>	

様式第二十三 【工事の標識(宅地造成又は特定盛土等)】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識			
90 センチメートル以上 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">↑</span> <span style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">←</span> <span style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">→</span> </div>			
〔宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可〕 〔特定盛土等に関する工事の届出〕 濟標識			
1	工事主の住所氏名	見取図	
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場監督者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
9	工事着工予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の八戸市担当部局名称連絡先		
		↑ 50 センチメートル以上 	
[注意]			
1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場監督者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。			

様式第二十四 【工事の標識(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の標識			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名	見取図	
2	許可番号		第 号
3	許可又は届出年月日		年 月 日
4	工事施行者の氏名		
5	現場監督者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
9	工事着工予定年月日		年 月 日
10	工事完了予定年月日		年 月 日
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の八戸市担当部局名称連絡先		
50 センチメートル以上			
[注意]			
1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場監督者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。			
2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。			

※細則で定める様式は今後掲載予定。